

八千代町障がい者プラン

第4期八千代町障害者計画

(計画期間：令和3年度～8年度)

第7期八千代町障害福祉計画

(計画期間：令和6年度～8年度)

第3期八千代町障害児福祉計画

(計画期間：令和6年度～8年度)



令和6年3月

茨城県八千代町

はじめに

本町では、令和3年3月に「八千代町障がい者プラン（第4期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を策定し、基本理念である「障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、住み、働き、学び、憩える共生社会」「障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会」の実現を目指し、関係機関との連携のもと障がい者福祉施策を推進してまいりました。



国においては、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいを持つ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

この度、第4期障害者計画の中間期にあたること、また、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間が終了することから、本町におけるこれまでの成果を念頭に置き、国の動向を踏まえた上で、計画の見直しを実施いたしました。

今後も、前計画の基本理念を継承しつつ、障がい福祉にかかる施策の推進を図ってまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、慎重なご審議をいただきました八千代町地域自立支援協議会委員の方々をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通して貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

八千代町長 野村 勇

○「障害者」、「障がい者」の表記について

八千代町では、人にやさしい行政の取組として、町で使用する「障害者」などの「害」の字の表記について、ひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、固有名詞については、変更せずに、引き続き「害」の字を使用しています。このため、本計画においても「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	1
2 計画策定の背景と施策の動向	2
（1）関係法の制定・改正推移	2
（2）県・本町の動向	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象者	7
6 計画の策定体制	7
7 SDGsを踏まえた計画の推進	8
第2章 障がいのある人をめぐる状況	9
1 障害者手帳所持者等の状況	9
（1）人口の推移	9
（2）身体障害者手帳所持者	10
（3）療育手帳所持者	12
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者	13
（5）難病等患者	14
（6）その他の障害者の状況	14
（7）障がいのある児童・生徒の就学状況	15
2 アンケート調査結果から見る現状と課題	16
（1）調査の目的	16
（2）調査の概要	16
（3）調査結果の概要	16
3 アンケート調査結果から見た今後の課題	24
4 第4期八千代町障害者計画の中間評価	27
【第4期八千代町障害者計画】	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本方針	32
3 施策の体系	33
4 計画の推進体制	34
（1）関係機関、近隣市町村、地域との連携	34
（2）自立支援協議会の運営	34
（3）サービスの質の向上と供給体制の確保	34
（4）計画の進行管理	35
第4章 施策の展開	37
1 生活支援	37
（1）相談支援体制の充実	37
（2）福祉サービスの基盤整備	39
（3）障がい児の育成支援	41
2 保健・医療	43
（1）健康づくり・障がい予防の推進	43
（2）心の病の予防・支援対策の推進	46
（3）医療・地域リハビリテーションの充実	47
（4）難病に関する支援の充実	48
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	49
（1）障がいのある子どもの教育環境の充実	49
（2）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実	51
4 雇用・就業、経済的自立の支援	52
（1）雇用・就労の場の確保	52
（2）職業リハビリテーションの充実	54
（3）生活安定・経済的自立の支援	55

5	生活環境	57
(1)	バリアフリーの生活環境整備	57
(2)	居住の場の充実	58
(3)	移動・交通環境の充実	58
6	情報・アクセシビリティ	60
(1)	情報提供の充実	60
(2)	意思疎通支援の充実と行政上の配慮	61
7	安全・安心	62
(1)	防災対策・災害時対応の充実	62
(2)	防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	63
(3)	感染症対策	63
8	差別の解消及び権利擁護の推進	64
(1)	障がいのある人についての理解の促進	64
(2)	虐待防止と権利擁護の推進	66
9	地域における支援体制づくり	68
(1)	地域支援体制の整備	68
(2)	人材の養成・確保	69
	【第7期八千代町障害福祉計画】	71
	【第3期八千代町障害児福祉計画】	71
第5章	障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	73
1	障害福祉サービス等の概要と体系	73
(1)	障害福祉サービス等の概要	73
(2)	障害福祉サービス等の体系	74
2	計画の具体的な目標（令和8年度末）	75
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	75
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
(3)	地域生活支援拠点が有する機能の充実	77
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	78
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	80
(6)	相談支援体制の充実・強化等	82
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	83
3	障害者自立支援給付事業	84
(1)	訪問系サービス	84
(2)	日中活動系サービス	86
(3)	居住系サービス	93
(4)	相談支援	96
4	自立支援医療と補装具	98
(1)	自立支援医療制度	98
(2)	補装具費の支給	98
5	障害児通所支援等	99
(1)	障害児通所事業	99
(2)	障害児相談支援	101
6	地域生活支援事業	103
(1)	必須事業	103
(2)	任意事業	111
資料編		113
1	八千代町地域自立支援協議会委員名簿	113
2	八千代町地域自立支援協議会の設置及び運営に関する要項	114

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の概要

障害者計画は、国の基本指針や障害者福祉制度、社会経済情勢の変化等を踏まえ、すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、本町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーション(*)の実現を図るため、令和3年3月に「第4期八千代町障害者計画」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障がい施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、令和3年3月には、障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、障害者総合支援法に基づく「第6期八千代町障害福祉計画」と、障がい児支援の提供体制の整備と円滑な実施の確保のため、児童福祉法に基づく「第2期八千代町障害児福祉計画」を合わせて策定し、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の充実に取り組んできました。

本計画は、これまで本町が推進してきた上記の3つの計画を見直すとともに、社会や地域の変化に柔軟に対応し、本町の障がい者福祉施策のさらなる充実と深化を図ることを目的として、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・第4期八千代町障害者計画（計画期間中のため、中間見直しとなります。）
- ・第7期八千代町障害福祉計画
- ・第3期八千代町障害児福祉計画

*ノーマライゼーション

厚生労働省の定義によると「障害のある人も障害のない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと」とあります。

2 計画策定の背景と施策の動向

(1) 関係法の制定・改正推移

発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

障害者基本法改正

平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が、平成24年10月に施行されました。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病等を追加し、制度の狭間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正が行われました。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が、平成25年4月に施行されました。

障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。また、令和4年に改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立により、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、令和3年11月には対象疾患が338疾患に拡大されています。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。また、改正法により、令和6年4月1日からこれまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

障害者文化芸術活動推進法

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるように、障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されました。

視覚障害者等読書環境整備推進法

情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用して、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が、令和元年6月に公布、施行されました。

障害者基本計画（第5次）

障害者基本法第1条に明記されているように「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す計画です。このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める計画です。

第5次計画は、令和5年3月に策定され、「アクセシビリティ(*)向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、①障害者の望む地域生活の支援、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われました。②に関しては、各自治体における障害児福祉計画の策定が盛り込まれました。

*アクセシビリティ（accessibility）

「近づきやすさ」「接近できること」と訳される英単語で、転じてどんな人でも使えるよう意識する、使いやすいように工夫するという意味で使用されます。障がい者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいいます。

なお、情報社会の進展のなかで障がい者が情報弱者になる状況を解消するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が交付・施行されました。基本理念として以下の4つが定められています。

1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
3. 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

（２）県・本町の動向

こうした国の動きを踏まえ、茨城県では令和３年に県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進のため「第２期新しいばらき障害者プラン」を策定しました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と、自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目標とします。

本町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、令和３年３月に「第４期八千代町障害者計画」が策定され、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

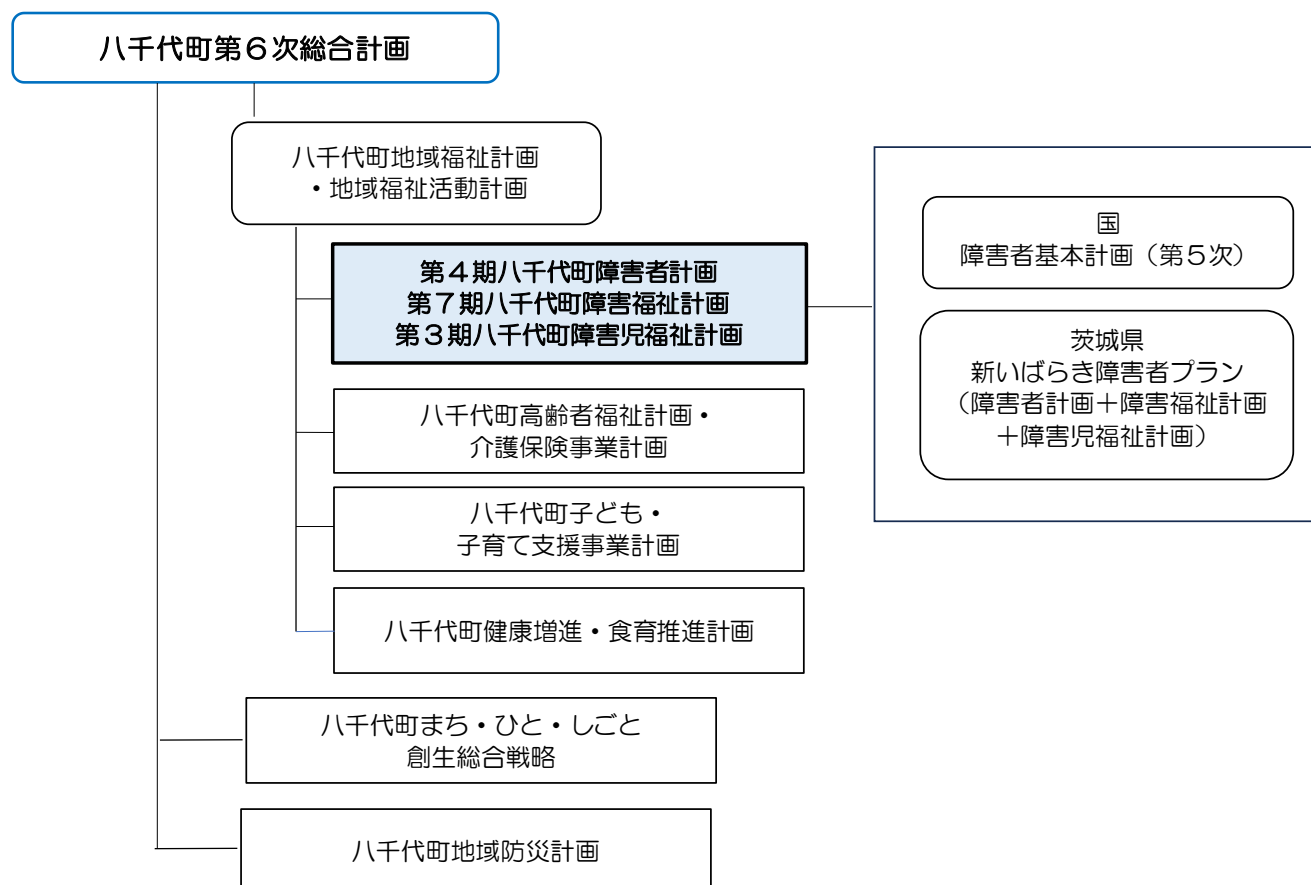
また、障がい者の生活支援に係る「八千代町障害福祉計画」については、改定を重ねて第６期計画を策定し、障害福祉サービスの充実に取り組んできました。さらに、障がい児支援に対するきめ細やかな支援の充実を目的とする「第２期八千代町障害児福祉計画」を策定し、障がい者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

3 計画の位置づけ

本計画は、障がい者の自立や社会参加の支援等のために、町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画（障害者基本計画）」
- ・障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」（本計画書第5章）
- ・児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」（本計画書第5章）

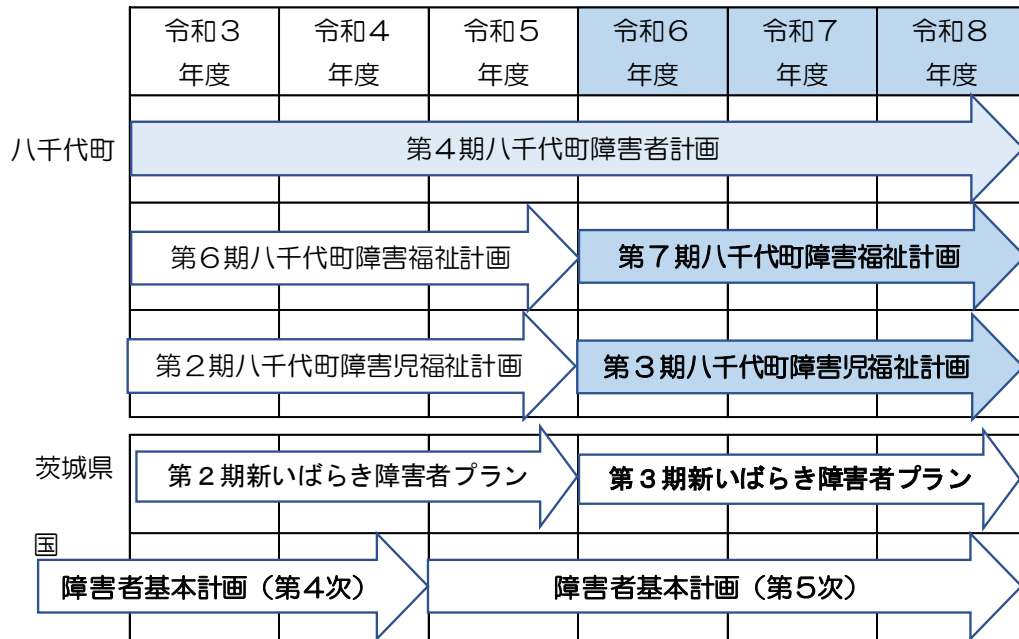
さらに、本計画は、町民や関係企業・各種団体等が、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本町の最上位計画である「八千代町総合計画」の部門別計画として、本町の上位計画・関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。



- ・第4期八千代町障害者計画（計画期間中のため、中間見直し。）
本計画書では第3章、第4章となります。
- ・第7期八千代町障害福祉計画
- ・第3期八千代町障害児福祉計画
本計画書では第5章となります。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。ただし、計画期間内において、国・県の方針変更、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等により計画変更が必要となった場合は、必要な見直しを行う等柔軟に対応することとします。



5 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」（本計画においては「障がい児」のみを示す場合を除き、基本的に「障がい児」を含み「障がい者」と表記）とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、発達障害等の障がい者です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという障害者基本法等の理念においては、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

6 計画の策定体制

■八千代町地域自立支援協議会

障害者団体、保健福祉関係者、民生児童委員及び関係行政機関（教育・雇用関係機関、相談支援事業者、福祉サービス事業者）、学識経験者等で構成している八千代町地域自立支援協議会において、町民アンケート調査による現状把握とともに、これまでの取組の評価・検証を行い、パブリックコメントの実施を経て、最終的な計画内容を決定しました。

7 SDGsを踏まえた計画の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。本町でも「八千代町第6次総合計画」の中にSDGsを基本視点として位置づけ、17の開発目標と各施策の対応を示しています。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、本計画では、主に以下7つの開発目標への対応を位置づけています。

3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある、人間らしい仕事）を推進する
10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエント（回復力、復元力、弾力）かつ持続可能にする
16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

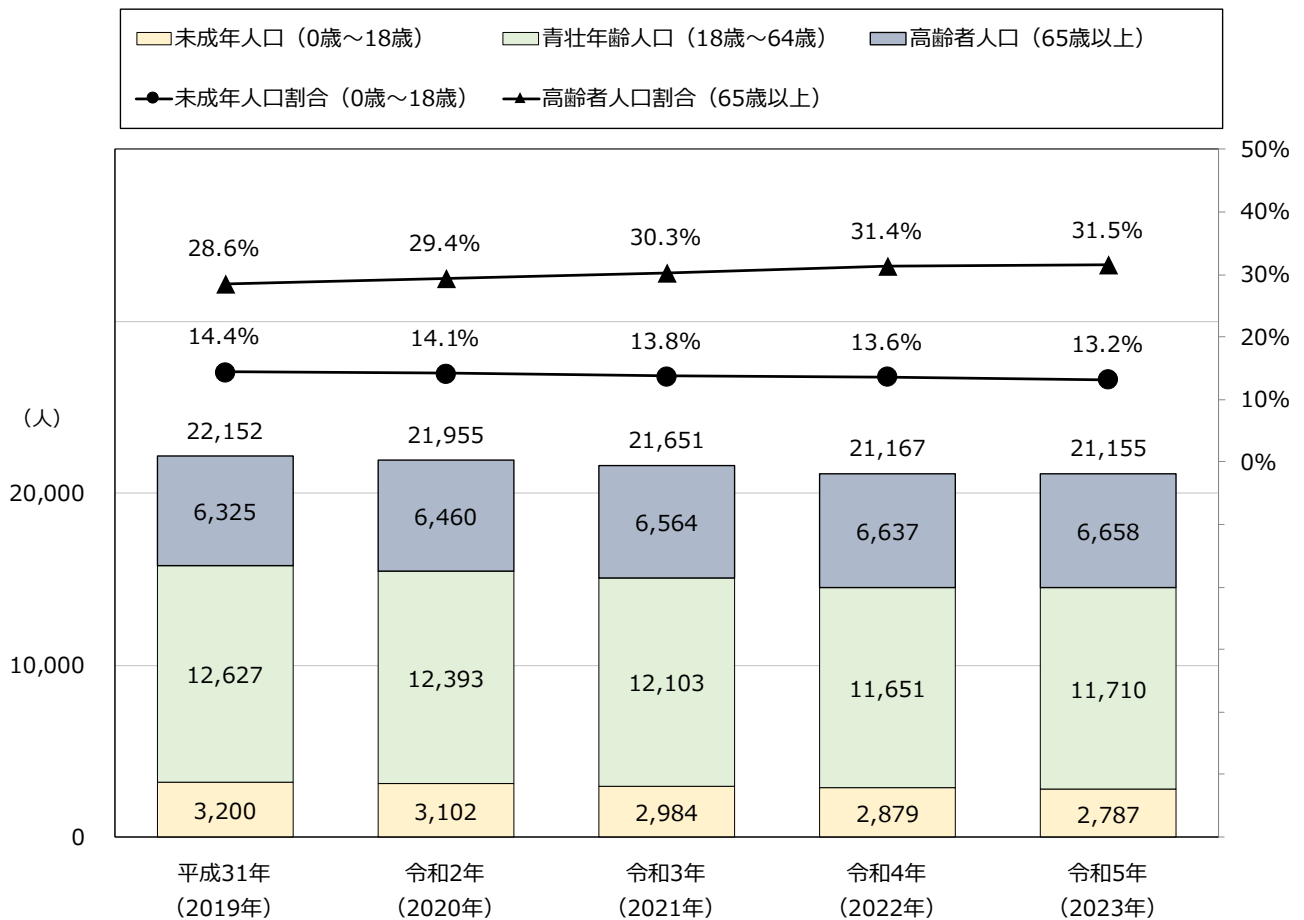
第2章 障がいのある人をめぐる状況

1 障害者手帳所持者等の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、近年の少子高齢化により緩やかな減少傾向が続いており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口の割合）は令和3年に30%を超え、令和5年には31.5%と国全体の29.1%、県全体の30.7%と比べ、高くなっています。（国、県は令和5年7月1日値）



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

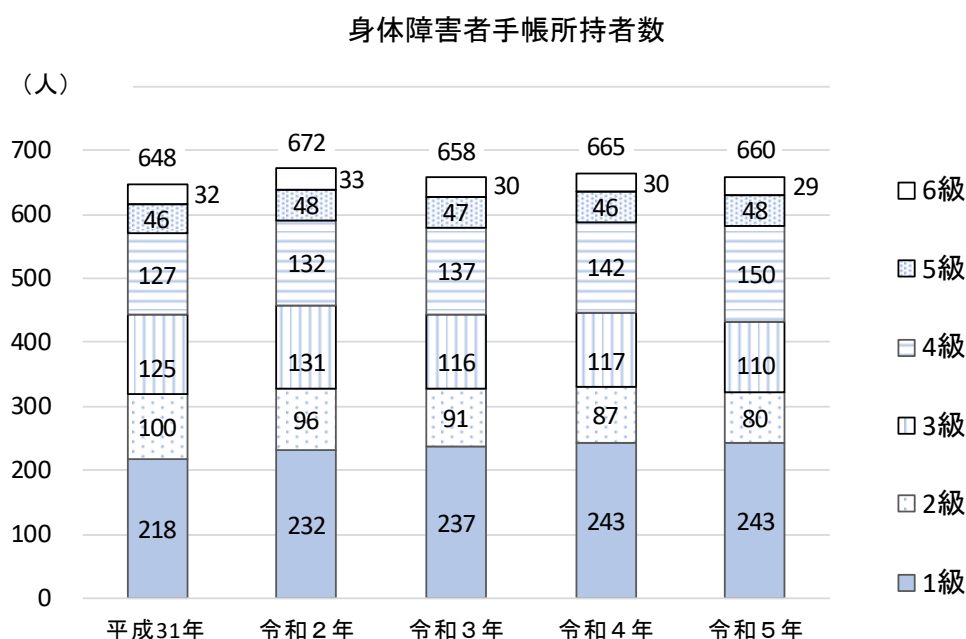
(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める一定以上の障がいがある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて1級から6級まであります（級が小さいほど重度の障害）。

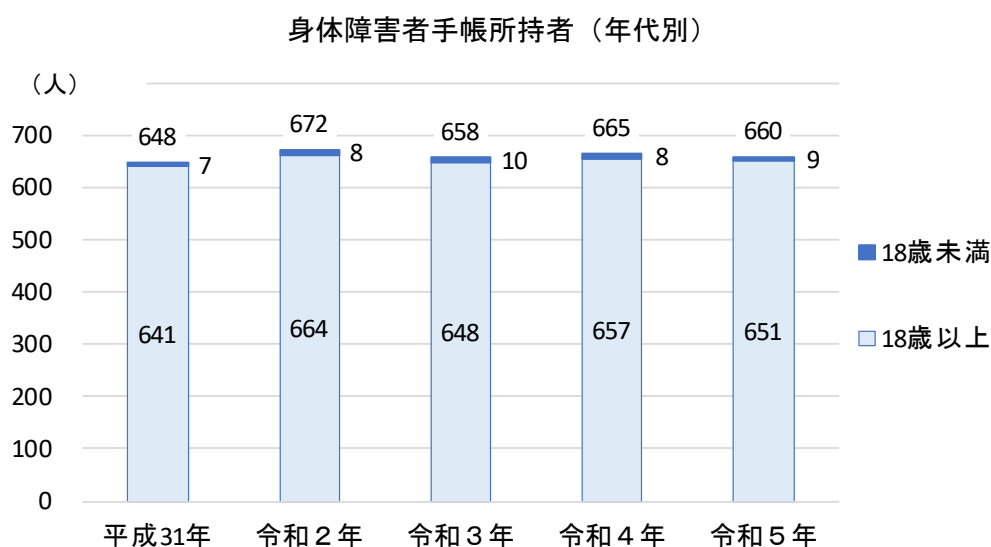
■身体障害者手帳の所持者人数、等級別状況、障害別状況

本町の身体障害者手帳の所持者数は、令和2年の672人から、令和5年の660人と横ばい傾向にありますが、総人口の減少により若干の増加となっています。

等級別状況については、割合としては重度である1・2級が約半数を占めていますが、令和2年の328人から、令和5年の323人と緩やかな減少傾向にあります。

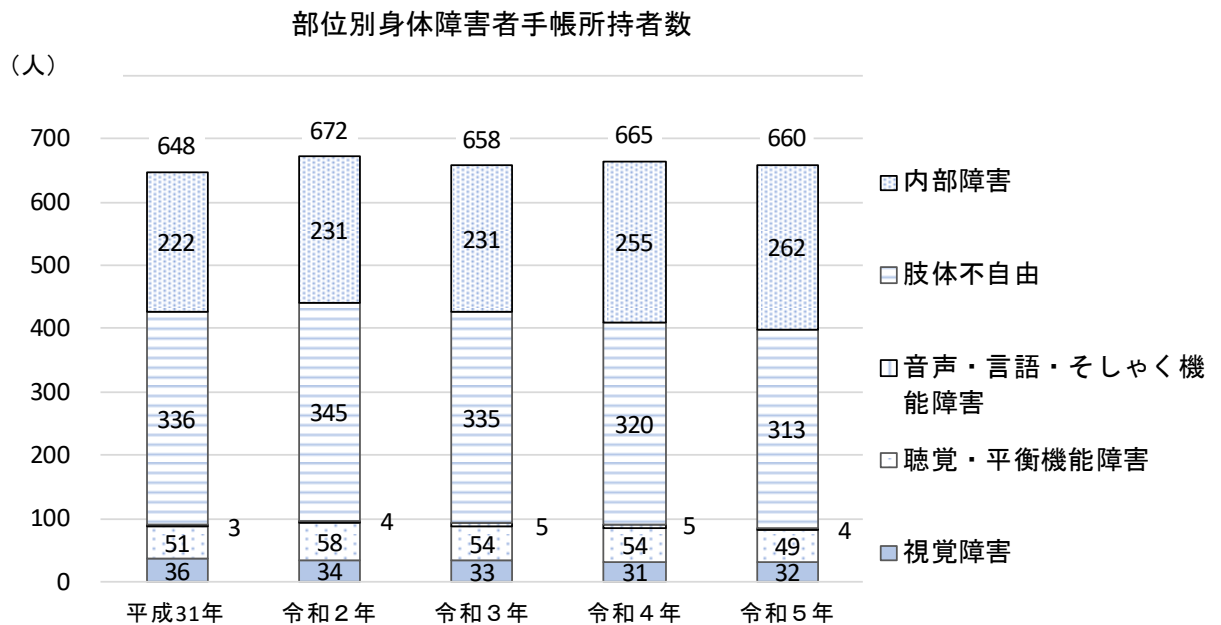


障がい児は令和2年で8人、令和5年で9人とほぼ横ばいで推移していますが、未成年人口の減少を考慮すれば、実質増加の傾向にあります。



資料：福祉介護課（データは各年3月31日）

障害部位別では内部障害(*)が平成31年の222人から令和5年度の262人と増加傾向にあるのに対して、肢体不自由は減少しています。



*内部障害

疾患等による内臓機能の障がいにより、日常生活活動が制限されることです。

「身体障害者福祉法」では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の永続する障がいを、内部障害として定めています。

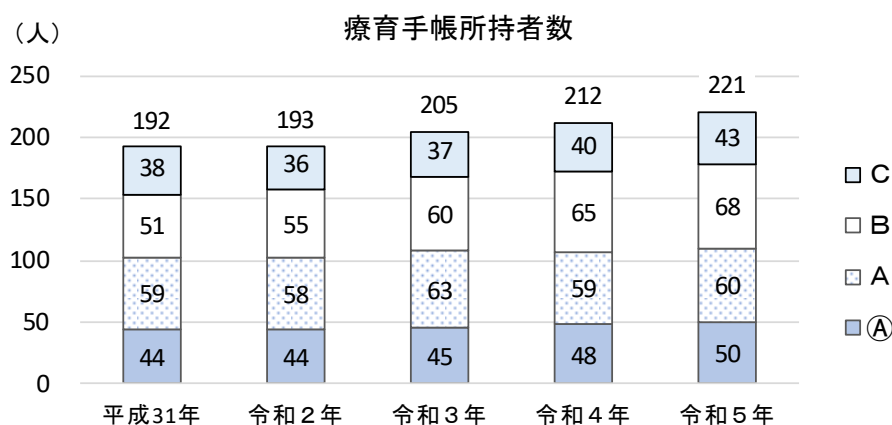
（3）療育手帳所持者

療育手帳とは、「知的障害者福祉法」等の法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき知的障害者を対象に整備された制度であり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて、㉠（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）があります。

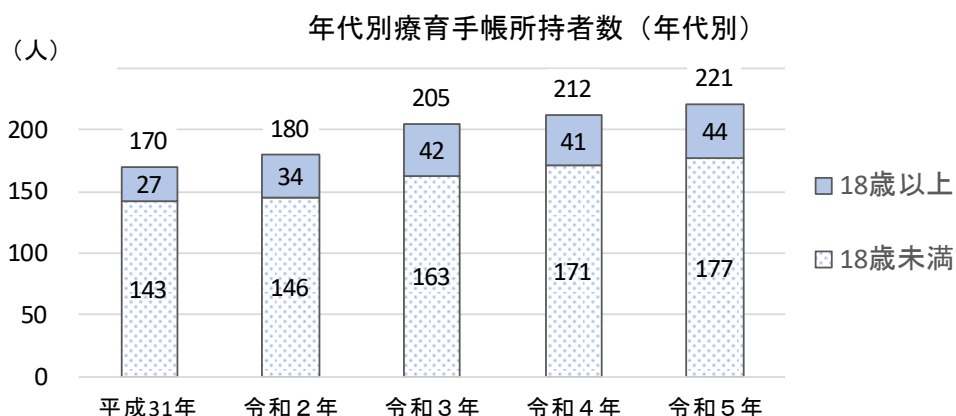
知的障がい者とは、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。

■療育手帳の所持者人数、等級別状況

本町の療育手帳の所持者数は、平成31年は192人、令和5年度は221人と増加傾向にあります。等級別状況については、最重度、重度、中度、軽度とも年々増加傾向にあります。



18歳未満の割合が高いのが特徴です。



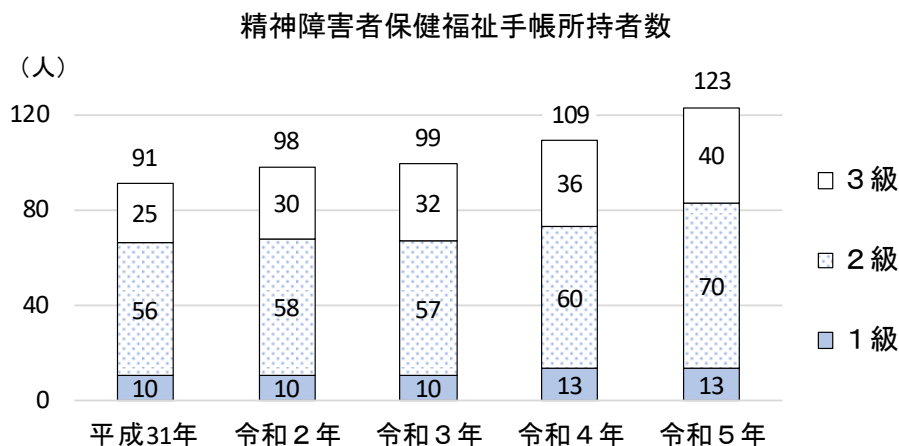
資料：福祉介護課（データは各年3月31日）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」に定める一定以上の障がい・疾患がある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて１級から３級まであります（級が小さいほど重度の障害）。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者人数、等級別状況

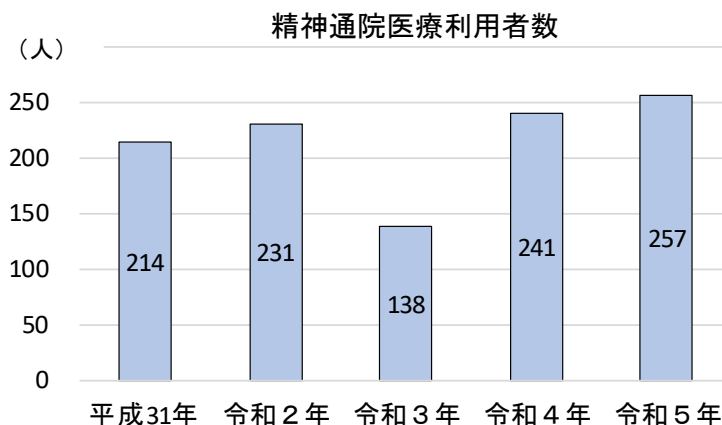
本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成31年は91人、令和5年では123人と年々増加傾向にあります。等級別状況については、３級が平成31年から令和5年で1.6倍になっています。



■自立支援医療（精神通院医療）の利用者

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

本町の精神通院医療の利用者は、平成31年は214人、令和5年は257人と年々増加傾向にあります。（令和3年は新型コロナウイルス感染による影響と思われます。）



資料：福祉介護課（データは各年3月31日）

自立支援医療制度は、ほかに更生医療（身体障害者手帳交付者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者）と育成医療（18歳未満の身体障害者手帳交付者）があります。

(5) 難病等患者

「難病法」による医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合です。

確立された対象疾病の診断基準とそれぞれの疾病の特性に応じた重症度分類等が、個々の疾病ごとに設定されています。

指定難病とは「難病法に定められた難病のうち、医療費助成の対象となる難病」のことで、指定難病に該当するためには「難病」の定義に加えて、「指定難病」の要件も満たす必要があります。令和3年11月現在で338疾病あります。

但し、障害者総合支援法では指定難病の要件である「発病の機構が明らかでない」、「患者数が人口の0.1%未満」を要件としないため、366疾患となります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
①指定難病医療費助成受給者				160
②小児慢性特定疾病医療費助成受給者(*1)	22	24	19	18

資料：筑西保健所（データは①9月30日、②各年3月31日）

*1 18歳未満で小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

(6) その他の障害者の状況

■発達障害

自閉スペクトラム症(*2)、注意欠如・多動症(ADHD)、学習障害(LD)、チック症、吃音などの脳機能障害で、厚生労働省によると人口の1%に及んでいるとのことです。

■高次脳機能障害

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受けその後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語などの認知障害などを言います。

■強度行動障害

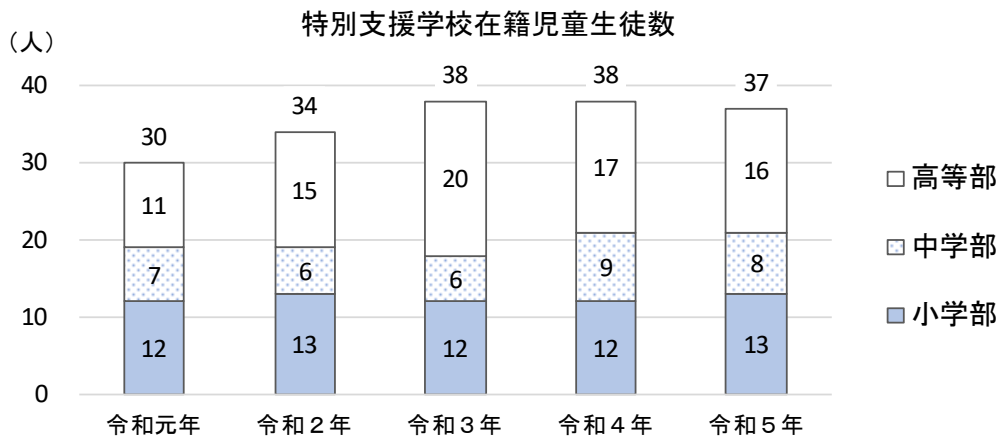
自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こることです。

国や県と同様、本町でも上記の障害のある方の人数は正確には把握できておりませんが、障害をお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

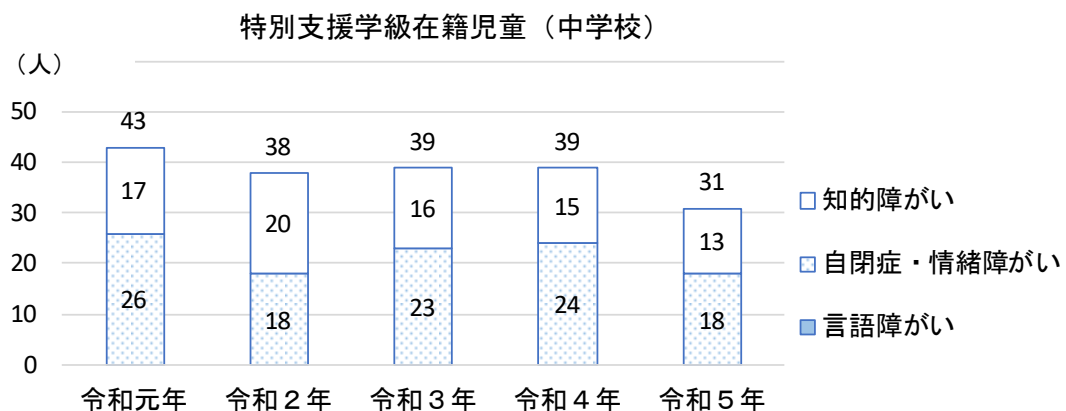
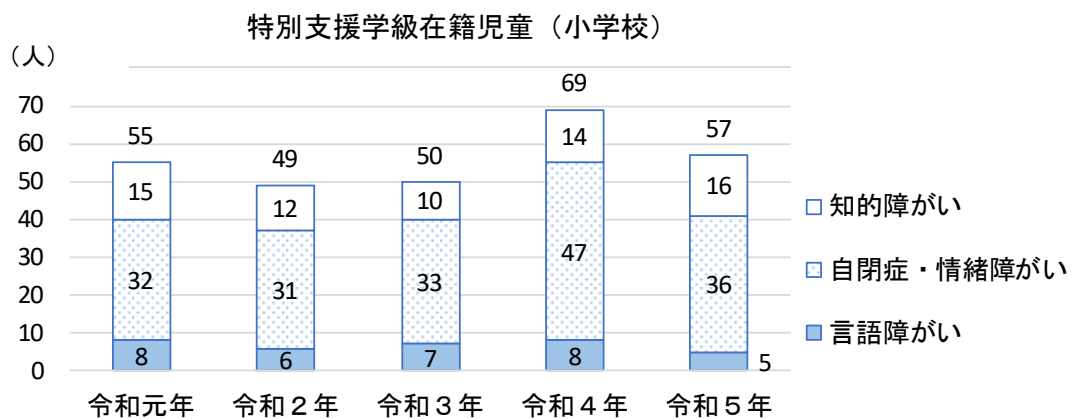
*2 自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー(Asperger)症候群などの総称

(7) 障がいのある児童・生徒の就学状況

町から茨城県立結城特別支援学校及び茨城県立下妻特別支援学校への就学生の合計です。



町内の小学校は言語障がい向けとして2学級、自閉症・情緒障がい向けが8学級、知的障がい向けが4学級あります。中学校では自閉症・情緒障がい4学級、知的障がい2学級あります。(令和5年5月現在)



資料：福祉介護課（データは各年5月1日）

2 アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査の目的

本町では、これまで「障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、住み、働き、学び、憩える共生社会」、「障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会」を基本理念とした「八千代町障害者計画」を策定し、さらに障がい者・障がい児に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「八千代町障害福祉計画」と「八千代町障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて障害福祉施策の推進を図ってきました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年ごとに見直すこととなっており、「第5期障害者計画」、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定（3つの計画を「八千代町障がい者プラン」として一体的に策定）に向け、策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

①調査の実施期間

令和5年7月10日～令和5年8月18日

②実施方法

郵送による発送、回収

③調査対象者及び回収率等

アンケート区分	対象者	発送数	回収数	有効数	有効回収率
障がい者向け	町内在住の障害者手帳所持者	1,000	448	446	44.6%
一般向け	町内在住の18歳以上の一般住民	500	204	204	40.8%

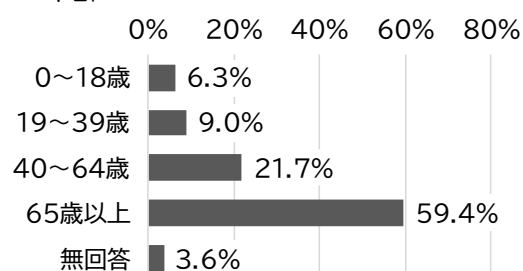
(3) 調査結果の概要

①障害者手帳所持者【一部を抜粋】

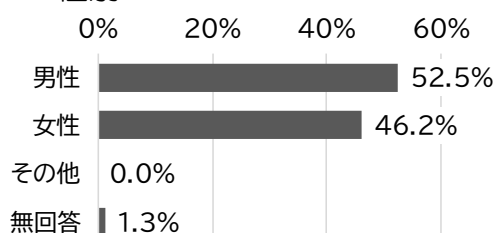
■障害者手帳の内訳（障害者向けアンケート調査）

手帳区分	所持者数（人）
身体障害者手帳	292
療育手帳	77
精神障害者保健福祉手帳	34
難病（特定疾患）認定者	49

■年齢

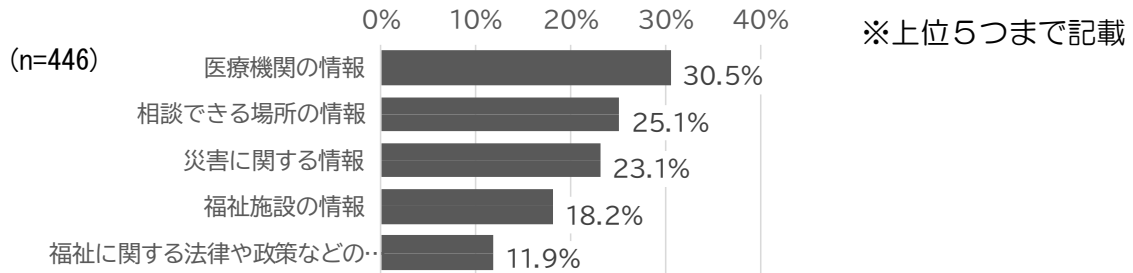


■性別



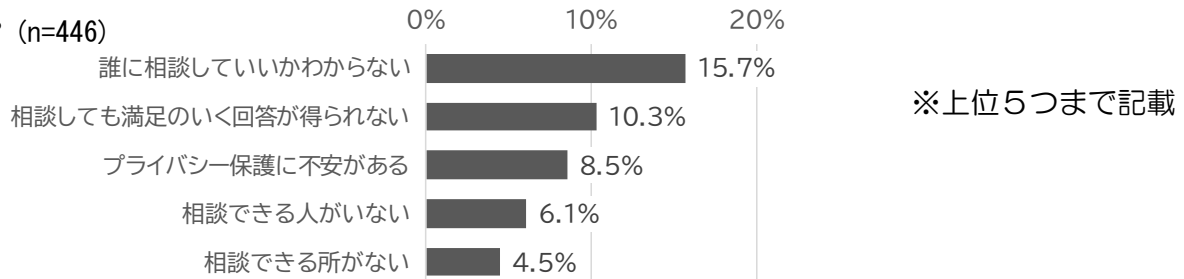
《表1》 ■あなたが必要としている情報はどのようなものですか。

「医療機関の情報」が最も多く 30.5%、次いで「相談できる場所の情報」が 25.1%、「災害に関する情報」が 23.1%となっています。



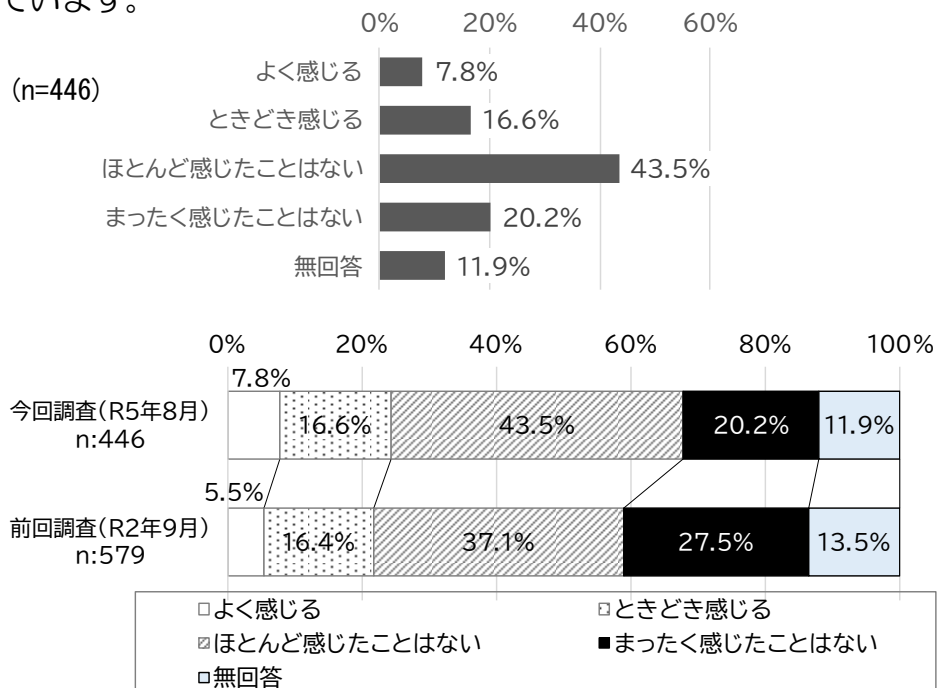
《表2》 ■相談について困ることがありますか。

「誰に相談していいかわからない」が最も多く 15.7%、次いで「相談しても満足のいく回答が得られない」が 10.3%、「プライバシー保護に不安がある」が 8.5%となっています。



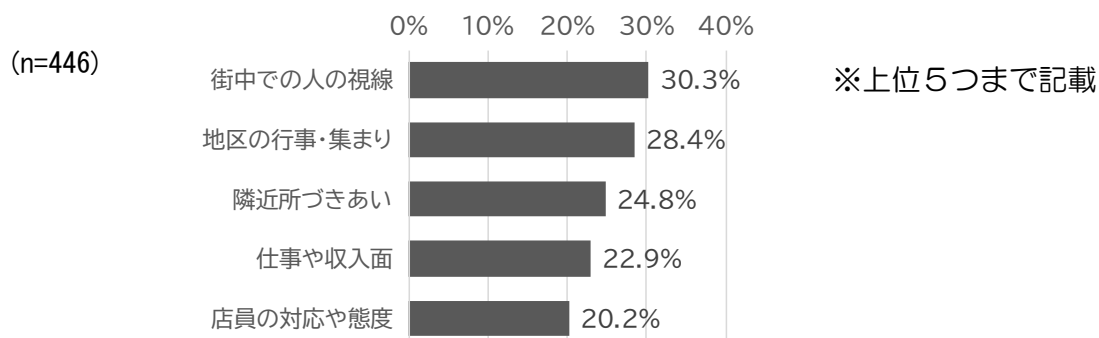
《表3》 ■日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。

「よく感じる」、「ときどき感じる」で 24.4%と前回調査（令和2年）の 21.9%より多くなっています。



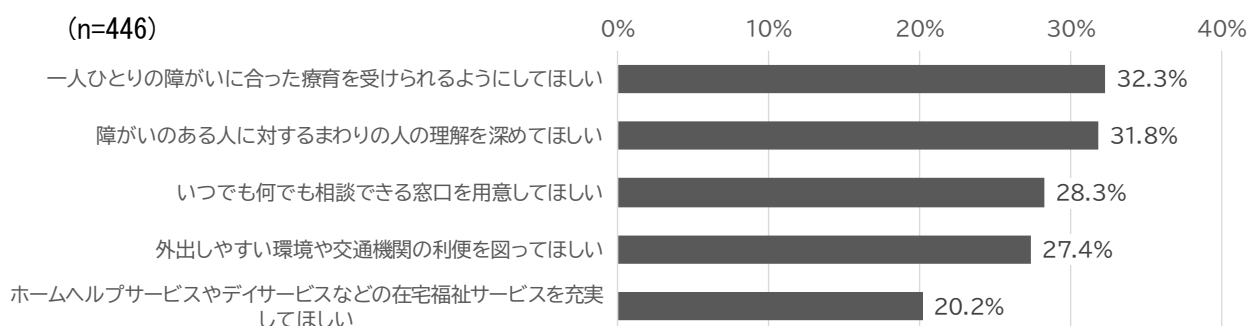
《表4》 ■どのような場面で、差別や偏見、疎外感を感じましたか。

「街中での人の視線」が最も多く 30.3%、次いで「地区の行事・集まり」が 28.4%、「隣近所づきあい」が 24.8%となっています。



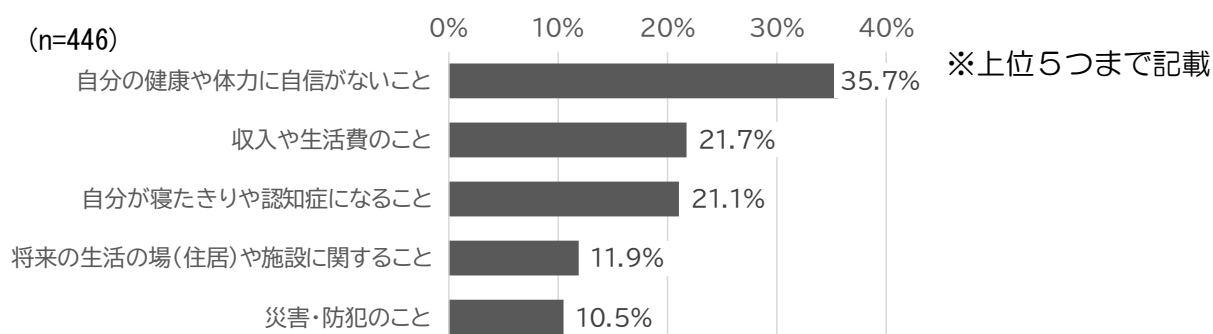
《表5》 ■障がいのある人が自立した生活を送るため、どのようなことを望みますか。

「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられる」が最も多く 32.3%、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解」が 31.8%、「いつでも何でも相談できる窓口」が 28.3%となっています。



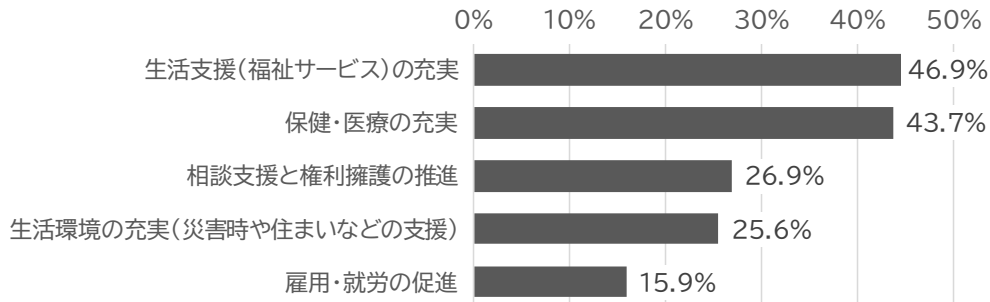
《表6》 ■現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

「自分の健康や体力に自信がないこと」が最も多く 35.7%、次いで「収入や生活費のこと」が 21.7%、「自分が寝たきりや認知症になること」が 21.1%となっています。



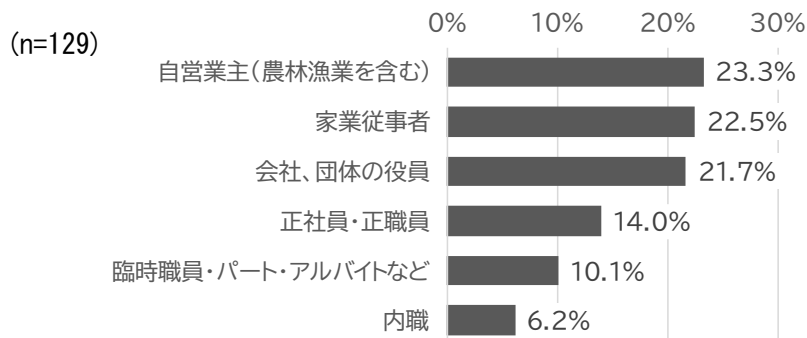
《表7》 ■暮らしやすいまちづくりのために、力を入れてほしいこと。

「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も多く 46.9%、次いで「保健・医療の充実」が 43.7%、「相談支援と権利擁護の推進」が 26.9%となっています。



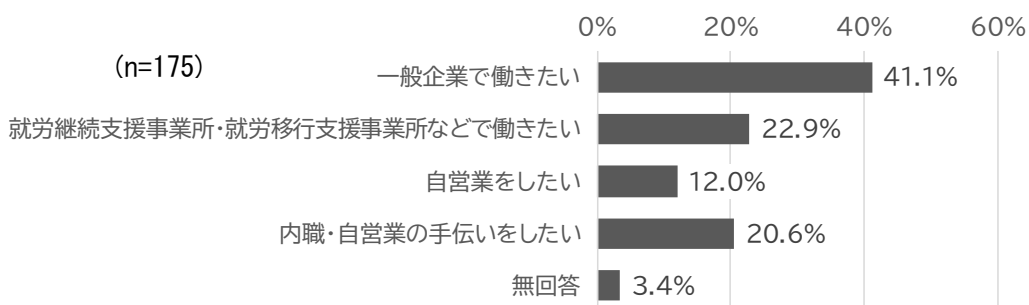
《表8》 ■就労している方へ、どのような形で仕事をしていますか。

「自営業主（農林漁業を含む）」が最も多く 23.3%、次いで「家業従事者」が 22.5%、「会社、団体の役員」が 21.7%となっています。



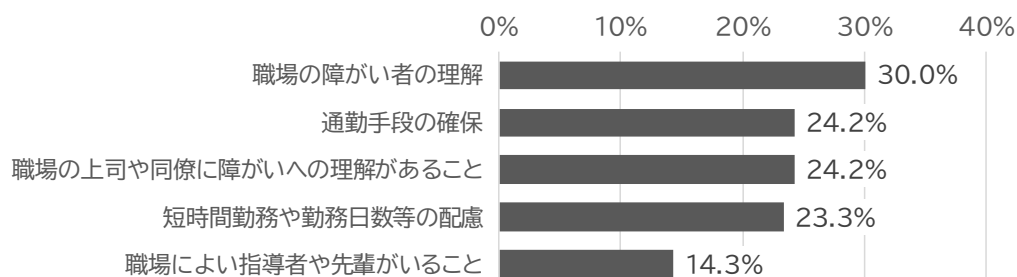
《表9》 ■働く意向がある方へ、どんなところで働きたいですか。

「一般企業で働きたい」が最も多く 41.1%、次いで「就労支援系事業所」が 22.9%、「内職・自営業手伝い」が 20.6%となっています。



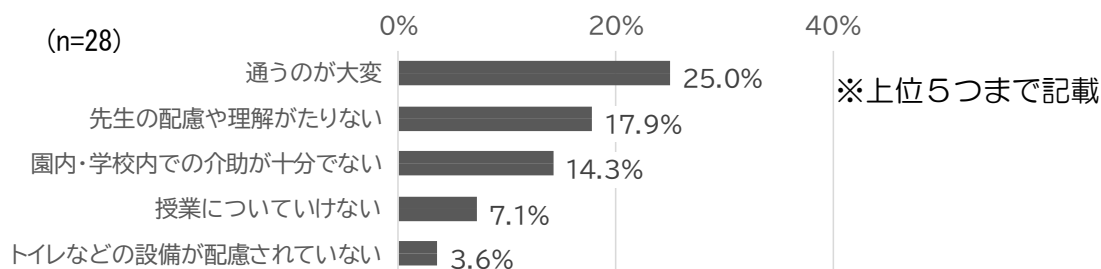
《表10》 ■障がい者の就労支援として、どのようなことが必要ですか。

「職場の障がい者の理解」が最も多く 30.0%、次いで「通勤手段の確保」「上司や同僚の障がいへの理解」が 24.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 23.3%となっています。



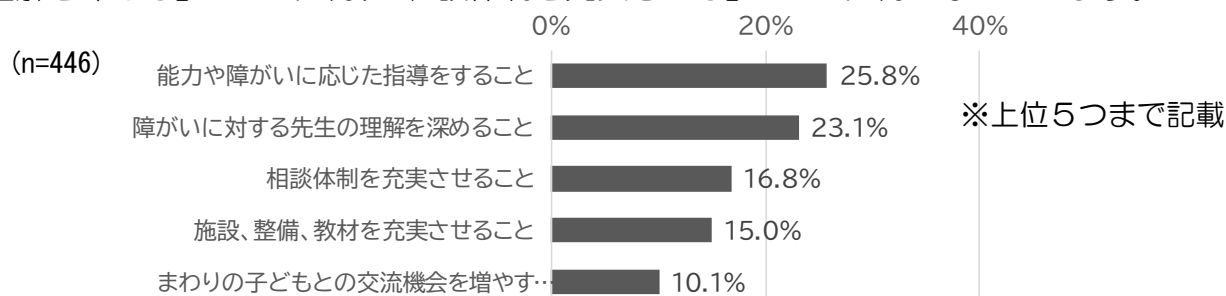
《表11》 ■通園・通学をしている方、通園・通学して困っていることはありますか。

「通うのが大変」が最も多く 25.0%、次いで「先生の配慮や理解がたりない」が 17.9%、「園内・学校内での介助が十分でない」が 14.3%となっています。



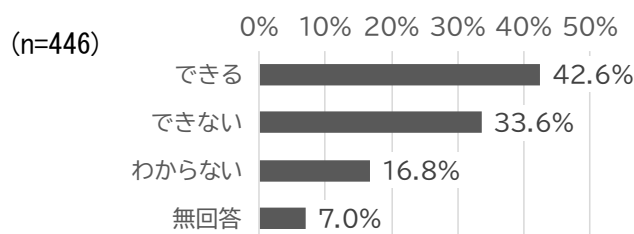
《表12》 ■障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいか。

「能力や障がいに応じた指導をする」が最も多く 25.8%、次いで「障がいに対する先生の理解を深める」が 23.1%、「相談体制を充実させる」が 16.8%となっています。



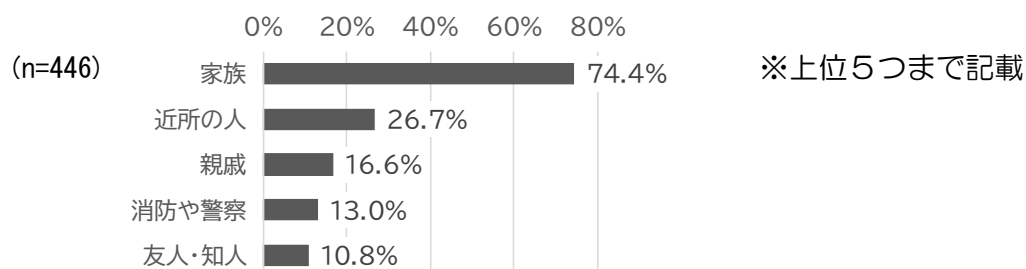
《表13》 ■火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。

一人で避難できない方は、33.6%となっています。



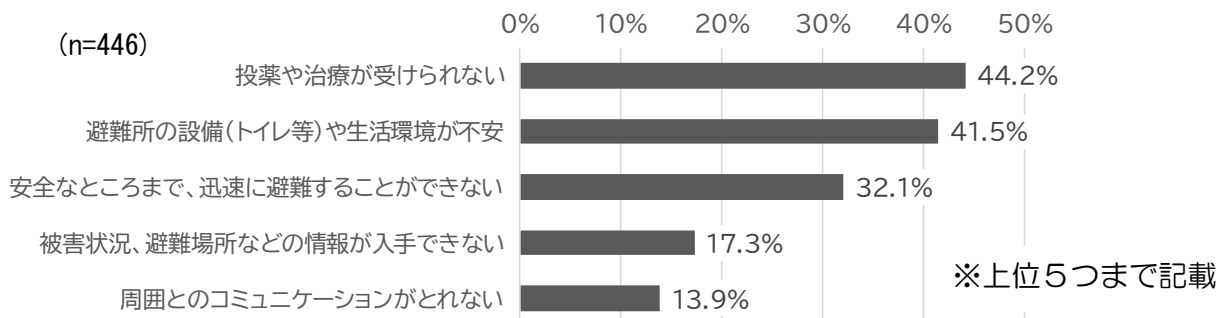
《表14》 ■災害時に、あなたの避難を手助けしてくれると思う人は誰ですか。

「家族」が最も多く 74.4%、次いで「近所の人」が 26.7%、「親戚」が 16.6%となっています。



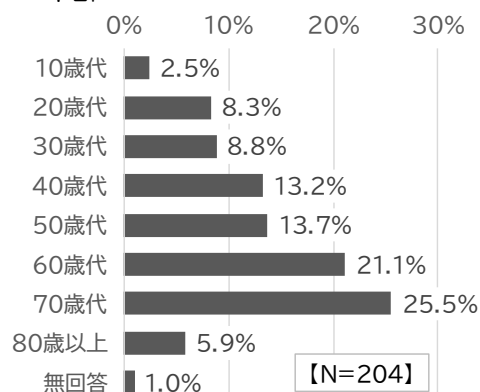
《表15》 ■災害が起きた場合、心配ごとは何ですか。

「投薬や治療が受けられない」が最も多く 44.2%、次いで「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 41.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 32.1%となっています。

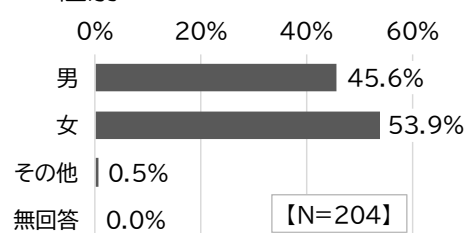


②障害者手帳を所持していない方【一部を抜粋】

■年齢

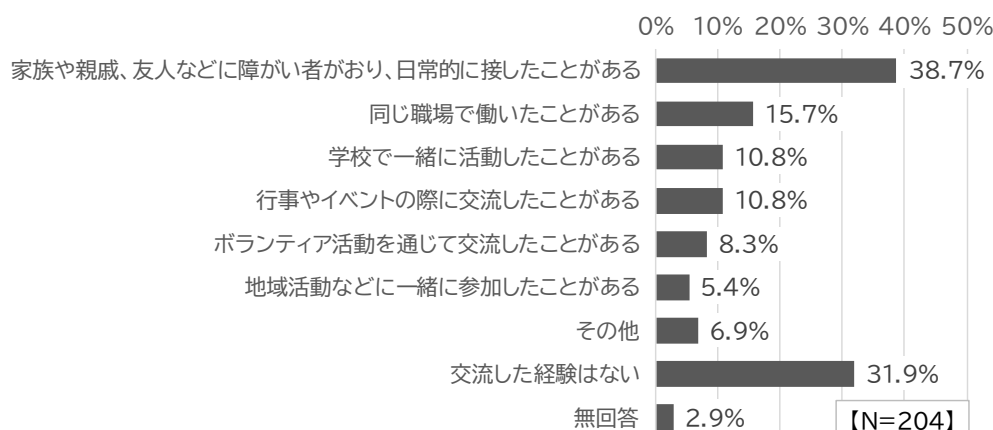


■性別



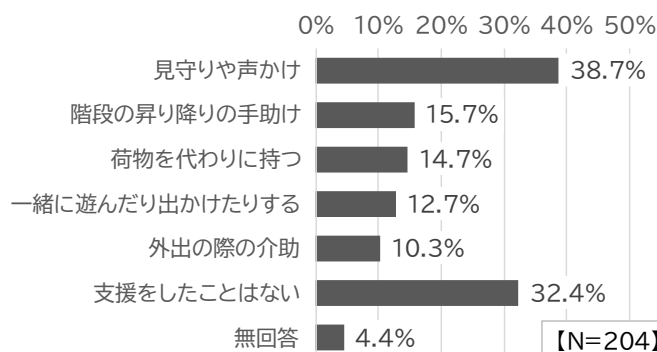
■障がいのある人と交流した経験はどのくらいありますか。

「家族や親戚、友人などに障がい者があり、日常的に接したことがある」が最も多く38.7%、次いで「同じ職場で働いたことがある」が15.7%、「学校で一緒に活動したことがある」「行事やイベントの際に交流したことがある」が10.8%となっています。



■これまで、障がいのある人に対して、何らかの支援をしたことはありますか。

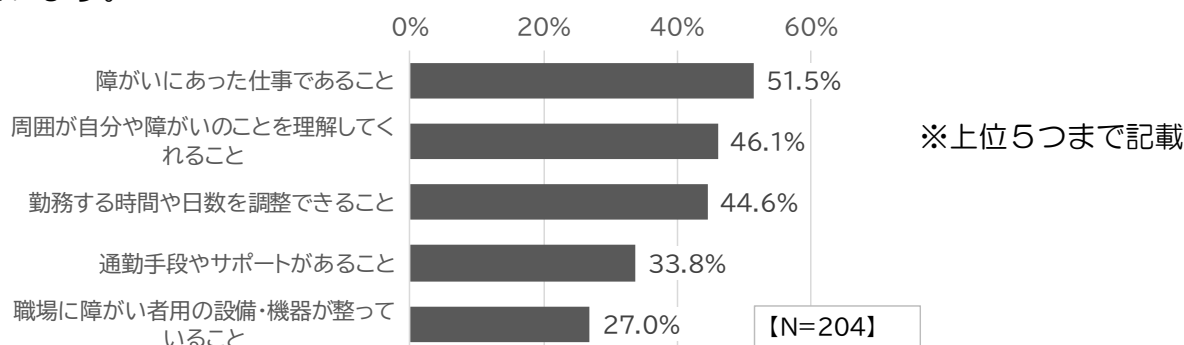
「見守りや声かけ」が最も多く38.7%、次いで「階段の昇り降りの手助け」が15.7%、「荷物を代わりに持つ」が14.7%となっています。一方「支援をしたことはない」は32.4%となっています。



※上位5つまで記載

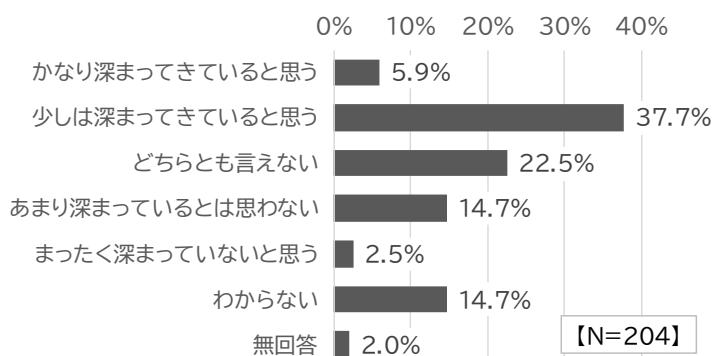
《表16》 ■障がいのある人が働くための環境や条件について。

「障がいにあった仕事であること」が最も多く51.5%、次いで「周囲が障がいのことを理解してくれること」が46.1%、「勤務する時間や日数を調整できること」が44.6%となっています。



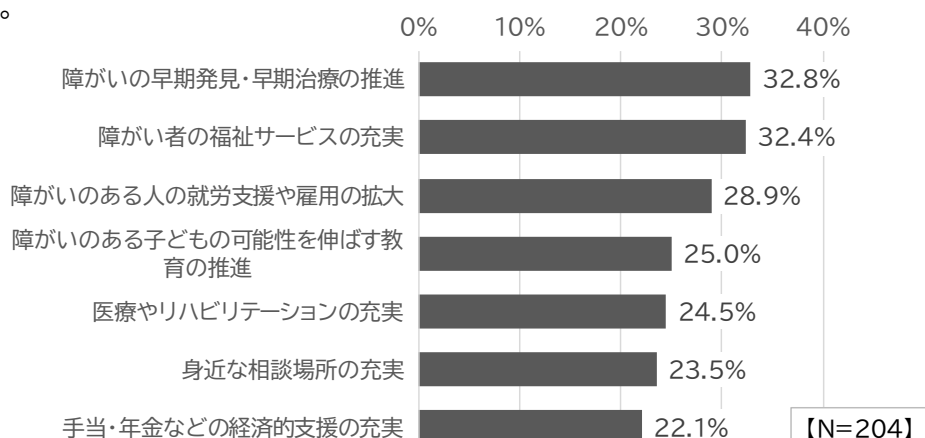
■ここ数年で、社会全体で障がいのある人への理解が深まってきていると思いますか。

「かなり深まってきていると思う」「少しは深まってきていると思う」で43.6%、「まったく深まっていないと思う」「あまり深まっているとは思わない」で17.2%となっています。



■障がいのある人にとって、特に必要な福祉政策は何だと思いますか。

「障がいの早期発見・早期治療の推進」が最も多く32.8%、次いで「障がい者の福祉サービスの充実」が32.4%、「障がいのある人の就労支援や雇用の拡大」が28.9%となっています。



3 アンケート調査結果から見た今後の課題

1 相談支援・情報提供体制の充実・強化

必要としている情報としては、「医療機関の情報」が最も多く 30.5%、次いで「相談できる場所の情報」、「災害に関する情報」となっています。《表1》

また、相談について困ることでは、「誰に相談していいかわからない」が最も多く 15.7%、次いで「相談しても満足いく回答が得られない」、「プライバシー保護に不安がある」となっています。《表2》

障害福祉サービスを受けようとする場合、障がいの特性に合った支援はどれなのか、どの事業所を選べばよいのか、障がい者やその家族だけでは判断ができないのが普通です。

サービス内容も専門性が高く、利用する側との情報量に大きな差があります。町の福祉介護課をはじめとする関係機関、社会福祉協議会や福祉サービス事業者、その他ボランティアグループ等など様々な機関や団体に対し、幅広いネットワーク構築の充実を進め、利用者とサービス提供事業所などの橋渡しと障がいの特性に合ったサービス提供のための相談や支援を行っていきます。

2 障がいのある人の権利擁護の推進

日常生活における差別や偏見について、「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方は 24.4%におよび令和2年の前回調査 21.9%を上回っています。《表3》

また、どのような場面で差別や偏見を感じるかについては、「街中での人の視線」が最も多く 30.3%、次いで「地区の行事・集まり」、「隣近所づきあい」となっています。《表4》

社会全体での差別解消への取組にも関わらず、差別や偏見に関する状況に改善がみられていません。

障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できるノーマライゼーションの理念を町民が正しく理解し、障がい者に対する差別や偏見といった「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達の段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成などの充実を図ります。

また、交流及び社会参加にあたり、前提となる障がい者に対する虐待の防止や差別の解消に関する施策を促進します。

3 地域生活を送るための支援の充実

障がいのある人が自立した生活を送るためには、「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられる」が 32.3%と最も多く、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深める」、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」となっています。《表5》

また、現在の生活で困っていることや不安に思っていることでは、「健康や体力に自信がない」が 35.7%と最も多く、次いで「収入や生活費」、「自分が寝たきりや認知症になること」となっています。《表6》

障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となり、地域の基盤整備と様々な支援強化が求められています。

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためは、「生活支援（福祉サービス）の充実」が46.9%と最も多く、次いで「保健・医療の充実」、「相談支援と権利擁護の推進」となっています。《表7》

そのため、障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援を支えるサービスの充実に努めます。

また、各サービスを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備が求められており、基幹相談支援センターの重要性が高まっています。

4 就労・社会参加支援の充実

調査結果では、現在就労している方は約3割で内訳としては、自営業主（農林漁業を含む）が23.3%、パート・アルバイト等が22.5%、会社・団体の役員が21.7%、正社員・正職員が14.0%となっています。《表8》

働く意向がある人では、「一般企業で働きたい」が41.1%と最も多く、次いで「就労系支援事業所」、「内職・自営業の手伝い」となっています。《表9》

また、障がい者の就労支援として必要なことは、「職場の障がい者の理解」が30.0%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」となっています。《表10》

障害者手帳を所持されていない方では、「障がいにあった仕事であること」が51.5%と最も多く、次いで「周囲の障がいのことへの理解」、「勤務する時間や日数の調整」となっています。《表16》

障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就業を促進するために必要な、事業主や一般社会の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、啓発とともに各種の助成を進めます。一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援・生活支援の充実を図ります。

現在も、障がい者の就労を支援するサービスとして就労移行支援や就労継続支援A型・B型、就労定着支援などの就労系障害福祉サービスがありますが、必ずしも適切な就労支援サービスにつなげられない、就労が定着しないなどの課題がありました。

働く意思と能力を有する障がい者が、自身の希望や適性に合った職業を選択できるように促進する制度として今回、就労選択支援サービスが新設されました。就労先となる民間企業と職場環境や業務内容のミスマッチを防ぎ、就労の拡大や定着を支援していきます。

5 障がい児の保育・教育支援の充実

通園・通学で困っていることでは、「通うのが大変」が25.0%と最も多く、次いで「先生の配慮や理解がたりない」、「園内・学校内での介助が十分でない」となっています。

《表11》

また、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいことは、「能力や障がいに応じた指導をする」が25.8%と最も多く、次いで「障がいに対する先生の理解を深める」、「相談体制を充実させる」となっています。《表12》

子供一人ひとりの自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

子どもたちの多様性を尊重し、障がいのある子どもが精神的にも、身体的にも最大限まで発達できるよう、また、社会に他の子どもと変わらず参加できるように支援していくことが必要です。

また、それぞれの子どもたちが授業内容を理解し、「授業に参加している、ついていけている」という実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。

6 災害への対策

火事や地震等の災害時に、一人で避難できますかの設問に対し33.6%の方が「できない」と回答しています。また、避難を手助けしてくれると思う人は「家族」74.4%に次いで「近所の人」が26.7%となっています。《表13、14》

近年の気候変動により、大規模な自然災害が各地で発生しており、地域においては災害発生時に迅速に避難・支援するための緊急避難・支援体制の整備と関係者の連絡体制を強化する必要があります。

災害が起きた場合の心配ごとでは、「投薬や治療が受けられない」が44.2%と最も多く、次いで「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」《表15》となっており、避難方法や避難所におけるハード・ソフト両面の不安に対する意見が多く寄せられています。こうした点を中心に、障がい者や高齢者をはじめとする「避難行動要支援者」の避難に対応するための避難支援体制づくりが求められています。

4 第4期八千代町障害者計画の中間評価

第4期八千代町障害者計画（令和3年度～8年度）の中間年度にあたることから、各施策・事業の中間評価を行いました。

評価：A：期待以上の成果をあげた B：期待どおりの成果をあげた
C：期待どおりの成果をあげていない D：大幅に取組が遅れている

施策・事業	事業数	評価				備考
		A	B	C	D	
生活支援	28		23		5	
1. 相談支援体制の充実	7		7			
2. 福祉サービスの基盤整備	11		9		2	
3. 障がい児の育成支援	10		7		3	
保健・医療	19	1	14	1	3	
1. 健康づくり・障がい予防の推進	5		5			
2. 心の病の予防・支援対策の推進	5		4		1	
3. 医療・地域リハビリテーションの充実	5	1	2	1	1	
4. 難病に関する支援の充実	4		3		1	
教育、文化芸術活動・スポーツ等	13		11	1	1	
1. 障がいのある子どもの教育環境の充実	7		7			
2. 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実	6		4	1	1	
雇用・就業、経済的自立の支援	20	2	13	5		
1. 雇用・就労の場の確保	6		3	3		
2. 職業リハビリテーションの充実	7	1	4	2		
3. 生活安定・経済的自立の支援	7	1	6			
生活環境	9	1	8			
1. バリアフリーの生活環境整備	4		4			
2. 居住の場の充実	2	1	1			
3. 移動・交通環境の充実	3		3			
情報・アクセシビリティ	9	2	5	2		
1. 情報提供の充実	4	2		2		
2. 意思疎通支援の充実と行政上の配慮	5		5			
安全・安心	7		4	3		
1. 防災対策・災害時対応の充実	4		1	3		
2. 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	2		2			
3. 感染症対策	1		1			
差別の解消及び権利擁護の推進	12	1	8	2	1	
1. 障がいのある人についての理解の促進	7		4	2	1	
2. 虐待防止と権利擁護の推進	5	1	4			
地域における支援体制づくり	9	1	5	1	2	
1. 地域支援体制の整備	6	1	4	1		
2. 人材の養成・確保	3		1		2	
計	126	8	91	15	12	

計画書記載事業のうち、A評価が8事業、B評価が91事業、C評価が15事業、D評価が12事業となっています。D評価の事業については他の事業との統合等、見直しの必要があります。

【第4期八千代町障害者計画】

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

八千代町第6次総合計画では、健康・福祉分野の目標である「誰もが健康で、いきいきと暮らせるまち」の実現に向け、「自立できる障がい者・障がい児福祉」の施策の中に障がい者福祉の充実が位置づけられています。総合計画の目標、従来の計画の基本理念を踏まえ、本計画において、以下の基本理念を掲げます。

【計画の基本理念】

◎障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、
住み、働き、学び、憩える共生社会

◎障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、
自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会こそ、本町の考える地域社会のあるべき姿です。

その実現に向け、障がいのある人が、自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加できるよう、各種支援制度や事業の実施、サービス提供等の面における行政側の更なる支援の充実を図ります。

さらに、地域においては、すべての町民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、正しい認識を持つことはもちろん、障がい者への配慮や支援が普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく暮らせることは、本町が豊かな地域社会であるひとつの証です。すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを推進します。

2 計画の基本方針

基本理念のもと、本計画の基本方針として次の5つを定めます。

▶基本方針1 障がい者の自己決定の尊重

障がいのある人を、単に支援の対象としてだけでなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する存在として主体的に捉え、支援施策については障がい者本人やその家族等の意見を聴き、その意見をできる限り尊重します。

▶基本方針2 障がい者本位の総合的な支援

教育、福祉、医療、雇用等の各分野との連携を図り、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を図ります。障がい者が生活で直面する困難の解消はもちろん、障がい者の自立と社会参加の観点も含めた総合的な支援に努めます。

▶基本方針3 障がい者の特性に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて展開します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等については、周囲のさらなる理解の促進に努めます。

▶基本方針4 総合的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、高齢者、医療、子ども・子育て、男女共同参画など、障がい者施策に係る他の施策・計画等との整合性を図り、総合的な施策の展開を図ります。

▶基本方針5 アクセシビリティ[※]の向上

障がい者の活動を制限し、社会参加の妨げとなる物理的障壁、地域の慣行・観念・差別等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

※【アクセシビリティ】：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。（詳細は4頁参照）

3 施策の体系

【計画の基本理念】

- ◎ 障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、住み、働き、学び、憩える共生社会
- ◎ 障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会

- ▶ 基本方針1 障がい者の自己決定の尊重
- ▶ 基本方針2 障がい者本位の総合的な支援
- ▶ 基本方針3 障がい者の特性に配慮した支援
- ▶ 基本方針4 総合的な取組の推進
- ▶ 基本方針5 アクセシビリティの向上

《施策分野》	《施策目標》	《実施計画》
生活支援	1. 相談支援体制の充実 2. 福祉サービスの基盤整備 3. 障がい児の育成支援	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
保健・医療	1. 健康づくり・障がい予防の推進 2. 心の病の予防・支援対策の推進 3. 医療・地域リハビリテーションの充実 4. 難病に関する支援の充実	
教育、文化芸術 活動・スポーツ等	1. 障がいのある子どもの教育環境の充実 2. 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実	
雇用・就業、経済 的自立の支援	1. 雇用・就労の場の確保 2. 職業リハビリテーションの充実 3. 生活安定・経済的自立の支援	
生活環境	1. バリアフリーの生活環境整備 2. 居住の場の充実 3. 移動・交通環境の充実	
情報・ アクセシビリティ	1. 情報提供の充実 2. 意思疎通支援の充実と行政上の配慮	
安全・安心	1. 防災対策・災害時対応の充実 2. 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止 3. 感染症対策	
差別の解消及び 権利擁護の推進	1. 障がいのある人についての理解の促進 2. 虐待防止と権利擁護の推進	
地域における 支援体制づくり	1. 地域支援体制の整備 2. 人材の養成・確保	

4 計画の推進体制

障がい者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって、包括的な支援体制の構築を図ります。

(1) 関係機関、近隣市町村、地域との連携

・関係機関との連携

障がい者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障害者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

・近隣市町村との連携

地域の限られた社会資源を生かし、障がい者の生活支援ニーズに対応するため、サービス提供・施設等の広域利用等について、近隣市町村との連携を図り、取組を推進します。

・地域との連携

町民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係者や町民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている八千代町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や地域の社会資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(2) 自立支援協議会の運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野等の関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。そのため、本町では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として八千代町地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がい者を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

(3) サービスの質の向上と供給体制の確保

・事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

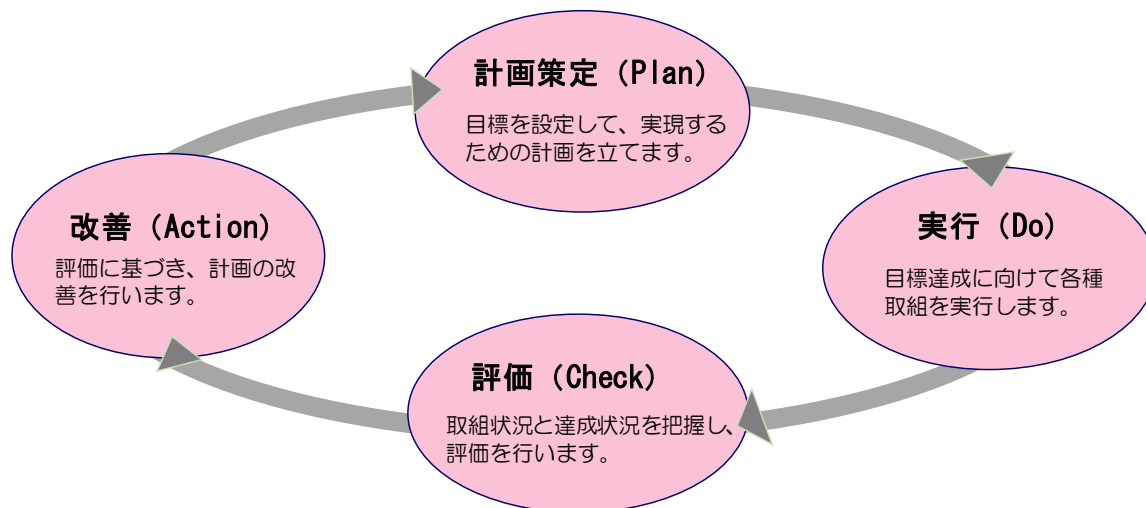
- ・人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員等の専門人材の確保を支援します。

また、障がい者へのサービス提供に従事する人は、障がいの特性や障がいのある人のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障がい者に適切な対応ができるように、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。

（４）計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。



第4章 施策の展開

1 生活支援



障がいのある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくためには、生活の質の観点からの障がいの特性やそれぞれのニーズに応じた必要なサービスの提供を図るとともに、障がい者の自立や社会参加を促進していくことが重要です。

そのため、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、障がい者や障がい児本人、さらには家族の立場に立ったきめ細やかな支援を推進していく必要があります。

(1) 相談支援体制の充実

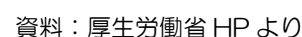
障がいのある人が、地域の中で安心して暮らしていけるように、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援の充実を図ります。

障がい者及びその家族が抱える問題や必要とするサービス等はそれぞれの年齢や障がいの状態によっても様々であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスを利用できるよう、安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障害者手帳の受付・交付	福祉介護課
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。	
2	障害者相談員事業	福祉介護課
	障がいに関わる悩みや生活上の諸問題について、障がい者や家族等から相談を受けます。(身体障害者相談員：1人、知的障害者相談員：1人)	
3	心配ごと相談事業	福祉介護課
	町民の日常生活に関する相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。 社会福祉協議会に委託しており、月2回実施(電話、来所による相談)しています。 【実績】R3年度：7件、R4年度：7件	
4	地域自立支援協議会の設置	福祉介護課
	相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、関係機関のネットワークの中核機関として地域自立支援協議会を設置します。 【実績】委員11人、事務局会議3回、全体会3回	
5	窓口サービスの充実	福祉介護課
	福祉介護課の窓口において、障がいのある方及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、ワンストップサービスの提供に努めます。 今後も引き続き相談者の意向や困りごとを傾聴しながら的確に判断し、適宜各関係機関や各制度の利用に繋げ必要な支援に繋げられるよう継続していきます。	

* 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害等）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。



(2) 福祉サービスの基盤整備

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、居住の場の確保に努め、自立した生活を支援します。県や町社会福祉協議会と連携を図り、町が実施する各種事業の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」の提供	福祉介護課
○「居宅介護（ホームヘルプサービス）」をはじめとした障害支援区分に応じた訪問系サービスの提供を行います。 ○「自立訓練（生活訓練）」や「就労移行支援」、「共同生活援助」（グループホーム）などの日中活動系サービスの提供を行います。 ○施設入所支援やグループホームなど、障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。 【実績】 R4 年度末時点支給決定者実数：171 人 引き続き相談支援事業所等各関係機関と連携を取りながら、必要な障害福祉サービスの利用に繋がられるよう支給決定を行っていきます。		
2	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	福祉介護課
障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえ、「相談支援事業」や「日常生活用具給付事業」、「移動支援」などの地域生活支援事業を実施します。 ストマ用装具や紙おむつを給付しており、令和4年度からは訪問入浴サービスを開始し、令和5年度からは「日常生活用具給付事業」の対象品目に、人工内耳用電池を追加しました。		
3	補装具の交付・修理の充実	福祉介護課
障がい者の要望が多い補装具や日常生活用具について、その種目や適応範囲の拡大について、県や国に要望していきます。 補装具の耐用年数や新規購入、修理について必要に応じて交付しており、要望に応じて必要なものを検討していきます。		
4	福祉タクシー利用料金助成事業	福祉介護課
障がい者や高齢者の自宅と医療機関及び公の施設等との間の交通手段としてタクシー料金の一部を助成します。 デマンド交通「八菜まわ～る号」のような、店舗への買い物目的での利用は出来ません。 【実績】 障がい者 R3年度：9名、R4年度：8名、R5年9月：5名 高齢者部門と連携し、普及推進に努めます。		
5	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
判断能力に自信のない障がい者や認知症高齢者が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。 【実績】 R3年度：2名、R4年度:2名、R5年9月：2名		

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
6	福祉機器の貸し出し	社会福祉協議会
疾病、けが、障がい等により一時的に福祉機器の必要な方に貸し出しします。 ○福祉車両 ○車いす ○松葉杖 【実績】 R 3 年度：101 名、R 4 年度：123 名、R 5 年 9 月：82 名		
7	在宅福祉サービス	社会福祉協議会
福祉的援助を必要としている方に簡単な家事や育児のお手伝いを有料で提供します。（1 時間あたり 600 円～700 円） 【実績】 R 3 年度：7 名 290 時間、R 4 年度：8 名 323 時間 R 5 年 9 月：7 名 152 時間		
8	理髪料助成	社会福祉協議会
介護保険の要介護 3 以上の居宅の認定者に、理髪料を助成します。 【実績】 R 3 年度：72 名、R 4 年度：90 名、R 5 年 9 月：40 名		
9	歳末たすけあい配分事業	社会福祉協議会
歳末たすけあいによる善意の心を、年末に支援金として要援護者に配分します。 【実績】 R 3 年度：603 名、R 4 年度：594 名		
10	ふれあい個別収集事業（新規）	環境対策課
自ら家庭ごみをごみ集積所に排出することが困難な高齢者及び障がい者等のみで構成された世帯の日常生活の負担を軽減するため、週 1 回、ご自宅までごみの収集に伺います。		

(3) 障がい児の育成支援

障がいのある子について、障がいに対応した適切な療育と生活指導訓練等を行うことができるよう、障がい児保育や障がい児施設等の地域の療育体制の充実を図ります。

近年では、高機能自閉症やADHD（注意欠陥多動性障がい）などの発達障がい、あるいはその疑いのある子どもが増えています。発達障がいについては幼児期の確実なフォロー体制が重要であるほか、家庭における子どもとの接し方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあり、保護者・家族に対する支援に努めます。

障がいの兆候がみられるなど、配慮が必要な子どもを必要な支援につなげるため、早期発見から療育・幼児期の教育・保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政が連携を図り、障がい児個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある子どもの将来を案じる保護者の不安をできる限り軽減していけるよう、子どもの将来に向けて自立を支援するための取組が重要です。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	障がい児支援体制の構築	福祉介護課 学校教育課 こども家庭課 (こども家庭センター)
発達障がい児を含む障がい児のライフステージに対応して、療育・教育・生活・就労等を総合的に支援する個別支援計画を策定するために、関係機関等の連携体制を構築します。		
2	乳幼児発達相談事業（ことばと遊びの教室・すくすくクラブ）	こども家庭課 (こども家庭センター)
乳幼児の身体や言葉のことで心配や不安があるときに、こども家庭センターで公認心理師等が相談に応じます。 【実績】ことばと遊びの教室 R3年度：11人、R4年度：21人、R5年7月：5人 すくすくクラブ R3年度：17人、R4年度：11人、R5年7月：6人 【課題】隔月開催のため、早期対応ができず、また、相談後に繋ぐ先もないことから、今後、関係機関と適切な対応方法を協議し、体制を整備していきます。		
3	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供	福祉介護課
児童発達支援等の障害児通所支援、障害児入所支援の各サービスの提供を行います。 【実績】R4年度末時点 障害児通所支援支給決定者実数：56人 こども家庭センター等と連携を行い、引き続き支給決定を行いサービス利用に繋げていきます。		
4	障がい児の保護者等に対する支援	福祉介護課 こども家庭課 (こども家庭センター)
障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。 【実績】ステップの会＊会員数 R3年度：8組、R4年度：8組、R5年度：9組 障がいのある子を持つ保護者をステップの会にどう繋げるかが課題です。 幼児期や学童期のみで、保護者等に対する支援が切れることのないような体制を整備していきます。		

【主要な施策】

番号	施 策 ・ 事 業 名	担 当 課
内 容		
5	民間保育所障害児保育事業補助	こども家庭課
保護者の労働又は疾病などにより保育を必要とする児童のうち、心身に障がいをもつ児童を受け入れる保育園等に対し補助金を支給します。 【実績】R4年度：2園に交付		
6	幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用支援	こども家庭課
子ども・子育て支援法のもと、八千代町子ども・子育て支援事業計画に基づき、障がい児やその家族が教育・保育をはじめ、子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるような必要な支援を行います。		
7	教育・保育機関の連携強化	こども家庭課 学校教育課
地域の認定こども園・幼稚園・保育園・学校と近隣の特別支援学校が連携しながら、障がいのある子どもに対する保育・教育の充実を図ります。		
8	教育支援委員会	学校教育課
教育支援委員会を設置し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、適正な学びの場の決定や転学に関する助言を行います。		
9	進路相談、就労支援	福祉介護課
卒業後の進路について、障がいのある児童・生徒が社会的に自立して生活していけるよう、学校や障がい者就業・生活支援センター、一般企業等との連携を促し、就労先の確保に取り組みます。 【実績】R4年8月に結城特別支援学校卒業予定の生徒に対し、福祉相談を実施 引き続き特別支援学校や相談支援事業所等と連携し、自立した生活が送れるよう進路相談、就労支援を行っていきます。		



2 保健・医療

障がいの原因には先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあります。それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者の中には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病の人は療養が長期にわたるため、精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、一層の充実を図る必要があります。

精神保健の分野においては、適切な相談体制や医療を確保するとともに、地域の精神保健対策を推進していくことが重要です。今後は、精神障がいのある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

(1) 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの早期発見や障がいを予防するための健康診査や保健指導等の母子保健施策、学校保健施策などを実施します。特に、発達障がい児については、健診の活用により早期発見・早期支援に努めます。

また、脳血管疾患など疾病を障がいの原因とする人や障がいを持つ高齢期の人が多い現状から、若年期からの生活習慣病対策や保健事業、介護保険の地域支援事業・介護予防事業等を推進します。

【主要な施策】

番号	施 策 ・ 事 業 名	担 当 課
内 容		
1	乳幼児健康診査・子育て支援相談・子育て支援教室	こども家庭課 (こども家庭センター)
乳幼児の発達の節目に身体計測、内科診察、育児相談、離乳食相談、歯科診察等をこども家庭センターで行います。		
●乳児健康診査（3～4か月児） ●1歳6か月児健康診査 ●2歳児歯科健診 ●3歳児健康診査		
子育て支援が必要な対象者に相談・親支援教室等を開催しています。		
【実績】 ・3～4ヵ月児健診 R3年度：96人、R4年度:89人、R5年7月:30人 ・1歳6か月児健康診査 R3年度：116人、R4年度:105人、R5年7月:32人 ・2歳児歯科健診 R3年度：111人、R4年度:118人、R5年7月:16人 ・3歳児健康診査 R3年度：141人、R4年度:118人、R5年7月:20人 ・子育て教室 R3年度：16組、R4年度:10組、R5年7月：4組		
【課題】 各健診が2か月に1回の開催のため、実施日に来れなかった場合に対象月例から外れてしまうことがあります。また、外国人も増え、日本語が伝わらず、やり取りが難しいことがあります。		
【今後】 健診受診の必要性や健診による発達の遅れの早期発見の重要性を、出生時より伝えていきます。		

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
2	妊婦・乳児健康診査	こども家庭課 (こども家庭センター)
妊婦や乳児を対象として医療機関において健康診査を行います。 【実績】 ・妊婦健診 R3 年度：1,073 件、R4 年度:1,095 件、R5 年 7 月:224 件 ・乳児健診 R3 年度：56 人、 R4 年度:48 人、 R5 年 7 月:14 人 【課題】 乳児健診の受診者が少ない。 【今後】 母子手帳交付時や乳児訪問・3～4 カ月児健診など、乳児検診の対象者月齢になる前に周知受診勧奨を行います。		
3	母子訪問指導	こども家庭課 (こども家庭センター)
育児支援や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象として訪問指導を行います。 【実績】 ・母子保健推進員訪問 R3年度：55人、R4年度:42人、R5年7月: 8 人 ・保健師訪問（乳児） R3年度：34人、R4年度:45人、R5年7月:15人 ・保健師訪問（幼児） R3年度： 1人、R4年度: 0人、 R5年7月:0人 【課題】 連絡を入れてから訪問をしようとしても、警戒心からか電話に出ず、連絡が取れず、母子保健推進員が訪問できないことがあります。 【今後】 育児支援が必要な対象者を早期に発見できるように、出生後早めに訪問ができるような体制を考えていきます。		
4	保健指導	健康増進課
対象者宅への訪問、電話等による保健指導を実施します。 【実績】 ・保健指導件数 R3年度：1,119件、R4年度：1,238件、R5年7月：105件 【課題】 現在の保健師数では訪問指導業務の実施が難しく、指導件数が上げられません。 【今後】 生活習慣病予防の推進をするために十分な人材の確保を図ります。		
5	成人健康診査・健康相談・健康教室	健康増進課
がん検診等の健康診査を実施し、個別指導が必要な町民に対し、健康教室・健康相談・訪問指導等を行います。 また、国民健康保険対象者には特定健診・特定保健指導を行います。 【実績】 ・生活習慣病健診受診者数 R3年度：86件、R4年度：69件、R5年7月：0件 【課題】 八千代町の脳血管疾患による死亡率が全国に比べて高いことから、罹患率も高く、疾患による障がい者も多いと思われます。 【今後】 若年期からの検診受診勧奨により、疾病を予防していきます。		

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
	内 容	
6	地域支援事業・介護予防事業	福祉介護課 (地域包括 支援センタ ー)
	65 歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行います（「介護保険事業計画」）。 【実績】元気はつらつ健康塾、シルバーリハビリ体操教室の実施 地域支援事業・介護予防事業を引き続き実施し、介護予防事業強化の充実を図っていきます。	

(2) 心の病の予防・支援対策の推進

うつ病など心の病は誰にも起こりうることから、正しい知識の普及・啓発や相談支援を行います。保健所で実施している精神科相談事業などの県の精神保健事業をはじめ、中高生に対する学校保健などの関係機関との連携を図りながら、各種事業を推進します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	心の健康相談事業	健康増進課
気持ちが落ち込む、人間関係がうまくいかないなど、心のことで悩んでいる本人や家族の相談事業を月1回予約制で行います。 【実績】心の相談実施件数 R3年度：41件、R4年度：34件、R5年7月：10件 【課題】心の相談事業を委託できるカウンセラーの確保 【今後】自分の気持ちを吐き出し、気持ちの整理ができる機会を提供できるような体制づくりをしていきます。		
2	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
スクールカウンセラーが定期的に小中学校を訪問し、児童生徒の心の問題に関する相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決をめざします。 【実績】R3・R4・R5年度：各2人配置 【課題】7校で2人の配置により、配置できない月があるため、毎月定期的に相談したい児童生徒の対応ができていません。今後、関係機関と協議し、適切な対応方法を検討します。		
3	自殺対策支援事業	福祉介護課
広報紙やインターネットの活用、啓発品の配布により相談窓口の啓発を行なうことで自殺者数の軽減を図ります。 【実績】引きこもり相談会実施の場所の提供、広報での周知、啓発品の配布 【今後】自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー養成講座等の事業を計画していきます。		
4	精神保健医療に関する情報提供	福祉介護課
自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等についての周知を図るとともに、望ましい医療機関を選択できるよう情報提供を行います。 【実績】福祉ガイドブックへ掲載するとともに、窓口で相談内容に応じて必要な情報を提供しています。		

(3) 医療・地域リハビリテーションの充実

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、医療福祉費制度や難病患者医療費公費負担制度の普及を図ります。

また、障がい児療育事業、機能訓練事業（健康増進事業）などの充実を図るとともに、県事業の地域リハビリテーションとの連携を促進します。さらに、発達障がいや高次脳機能障がいについて本人や家族への支援を実施します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	自立支援医療費の支給	福祉介護課
障害者総合支援法により、障がい者等の心身の状況からみて自立支援医療を受ける必要がある人に、世帯の所得状況や治療状況を勘案して支給認定を行い、受給者証を交付し、自立支援医療を受けた時、自立支援医療費を支給します。 【実績】5名受給中（R5年9月）		
2	医療福祉費の支給	国保年金課
重度障がい者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成します。 【実績】R4年度：472人 27,004,177円 【課題】対象者の転入時や身体障害者手帳交付時等に制度のご案内を行っています が、案内する内容が多く時間がかかってしまうため、関係機関と連携を取りな がら、スムーズな案内対応に努めます。		
3	機能訓練事業	福祉介護課 （地域包括支 援センター）
地域支援事業・介護予防事業の一環として、サロンや、フレイル予防のための体操 教室等を、シルバーリハビリ体操指導士、理学療法士と連携し、実施していきます。		
4	発達障がい・高次脳機能障がい者への支援	福祉介護課
発達障がいや高次脳機能障がいについての広報等による理解促進を図り、これら の障がいを持つ人や家族に向けた相談・情報提供等の支援を行います。 電話、窓口で相談対応しています。		

(4) 難病に関する支援の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、平成25年度より障がい者の定義に難病が追加され130疾病の難病が対象となり障害福祉サービスの利用や地域生活支援事業及び補装具等の利用も可能となりました。なお、令和3年11月から難病の対象疾病が366疾病に拡大されています。

難病の方への対応については保健所が中心となりますが、福祉介護課の窓口において、保健師などの専門性を活かした相談・支援に努めます。今後は、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関等の情報の収集・整理や情報提供の充実を図るなど、支援の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	難病患者福祉手当の支給	福祉介護課
難病のうち特定疾患について、患者の心身の安定と福祉の増進を図ります。 【実績】136名受給中（R4年度末）		
2	難病相談体制の充実	福祉介護課
保健所等と連携し、難病患者に対する相談・訪問指導などを実施します。		
3	在宅の難病患者等に対する支援	福祉介護課
保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制を整備します。在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。 介護保険サービスだけでは賄いきれない利用者に対し、障がい福祉サービスでのホームヘルプサービスを実施しています。		



3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がい児の教育については、その子どもが持っている可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して、いきいきと生活していくことができるよう、その基礎・基本を身につけることが最大の目的です。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うとともに、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要です。

また、スポーツや文化芸術・レクリエーション等の活動については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年施行）により、障がい児のみならず、障がいのある大人の方にとっても、文化芸術を享受・鑑賞するとともに、文化芸術の創造や発表機会など多様な活動への参加を通して社会参加を促進していきます。また、「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律」（令和元年施行）を踏まえ、読書を通して文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を実現していくために、視覚障がい者等の読書環境整備を計画的に取り組んでいきます。今後も、積極的な振興を図るとともに、障がい者の参加機会の拡大に努めます。

（１）障がいのある子どもの教育環境の充実

障がいのある子どもが、障がいのない子どもたちと共に教育を受け、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた教育内容や支援体制の充実に努めるなど教育環境の整備を推進します。

発達障がいのある児童・生徒への対応を含めた特別支援教育を推進するとともに、障がいのある児童が支障なく学校生活を送れるよう、放課後や長期休暇時の対応の充実に図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	特別支援教育コーディネーターの配置 特別支援教育コーディネーターは、障がいのある児童・生徒の発達や障がい全般に関する知識を持ち、相談業務を行うことができるとともに、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担います。 小学校・中学校における特別支援教育コーディネーターの配置により、特別支援教育を推進します。 【実績】 R3・R4年度：町内小中学校各1人（特別支援学級を担当する教員） 令和4年4月に、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」が国より通知され、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じ指導を行っています。 ますます特別支援教育コーディネーターの役割は重要度が増しており、より一層特別支援教育の推進を図る必要があります。	学校教育課

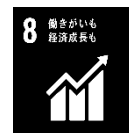
番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
2	通級指導の実施	
	小学校・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、通級指導教室を通じて、個々のニーズに応じた特別な指導を行います。 【実績】中結城小学校通級指導教室 R3年度：12名、R4年度：14名 令和4年4月「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」が国より通知され、児童生徒一人一人の障がいの状態や特性等に応じ指導を行っています。より一層個々のニーズに応じた特別な指導を行います。	学校教育課
3	特別支援学級	
	知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がい等の特別支援学級について、環境整備等を含めた充実を図ります。 【実績】特別支援教育支援員の配置 R3年度：6名（安静小学校2名・東中学校4名） R4年度：9名（安静小学校2名・中結城小学校2名・東中学校5名） 【課題】教育支援員の支援が必要な児童生徒は年々増加しています。支援員の不足が課題です。 教育支援員の支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にある。特別支援教育支援員を全校配置する方向で目指します。	学校教育課
4	教職員等研修の実施	
	障がいのある子どもに対する教育を充実するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導ができるよう、教職員の障がいのある子どもに対する理解や支援に関する研修の機会を設定します。 【実績】県や町の研修会の実施や、結城特別支援学校から特別支援教育巡回指導員の派遣を依頼し、発達障害を含む障がいのある児童生徒への教育に関する助言、指導を受けました。 【課題】教職員が多忙を極め、研修のための時間の確保が難しい状況ではありますが、今後も積極的な研修受講の推奨を図ります。	学校教育課
5	TT（チーム・ティーチング）教員の配置	
	障がいのある児童等を含めてきめ細かい授業を行うために、少人数指導員配置の無い小学校に対し、TT（チーム・ティーチング）教員を配置します。 【実績】R3年度：2名配置（下結城小学校・川西小学校） R4年度：3名配置（西豊田小学校・下結城小学校・川西小学校） 子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、少人数のきめ細かい指導がより一層必要です。TT教員を配置していない学校へも配置を検討します。	学校教育課
6	学校施設のバリアフリー化	
	障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進します。 【実績】R3年度：中学校屋内運動場トイレ改修工事（多目的トイレの増設） 【課題】児童生徒数が減少する中、学校の在り方について検討している段階にあるので、動向を踏まえて実施する必要があります。	学校教育課
7	学校外の活動場所の確保	
	学校や教育委員会等との連携を図り、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。 【実績】1名	こども家庭課

(2) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、障がいのある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動であることから、そのような活動を支援する体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名 内 容	担当課
1	八千代町身体障害者スポーツ大会への参加促進 八千代町身体障害者スポーツ大会について、広報等の利用により周知を図り、参加を促進します。 【実績】R3・R4年度：コロナ禍のため中止、R5年度：17名参加 今後も障がい者の社会参加の促進のため、継続していきます。	社会福祉協議会
2	スポーツ事業への参加促進 障がい者のスポーツ事業への参加促進に向け、福祉介護課及び社会福祉協議会と連携し、気軽に参加できるスポーツの場を提供し、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
3	障害者福祉の集い 障がい者対象のレクリエーションについて、広報等の利用により周知し、参加を促進します。	社会福祉協議会
4	障がい者の参加する生涯学習事業 障がい者が気軽に参加できる学習機会の提供に努めます。 障がいの有無にかかわらず気軽に参加できるような秋まつりや、公民館の各種講座を開催しました。秋まつり、公民館各種講座の充実、および新たなイベントの実施により更なる充実を図ります。	生涯学習課
5	障がい者文化活動への支援 町のイベント等と合わせ、障がい者が製作した作品等の展示発表の機会や出品の促進を図り、障がい者の文化活動を支援します。	生涯学習課
6	障がい者対象の図書等の拡充 障がい者の図書館利用を促進するため、点字資料や録音図書等の充実を図ります。 【実績】大活字本 R5年度：45冊 点字資料 R3年度：6冊、R4年度：5冊、R5年度：2冊 録音図書 R3年度：6点、R4年度：6点を新たに所蔵し、図書資料の充実を図りました。	生涯学習課 (図書館)



4 雇用・就業、経済的自立の支援

働く権利は、すべての人に基本的人権として認められており、働くことを望む誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がい者がその適性と能力に応じた就労を通して経済的な自立を図り、生きがいと社会参加の機会を得ることは極めて重要なことです。

そのため、障がいのある人の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の場を増やすこと、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。

また、経済的自立を支援するため、制度に基づく年金等の支給、経済的負担の軽減等を図る必要があります。

(1) 雇用・就労の場の確保

障がいのある人が、その適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、適切な雇用情報の提供に努めるほか、地域における学校・企業・関係機関等による連携の強化を図り、本人の適性や障がいの状況に応じた雇用・就労の場の確保対策を推進し、障がい者の働く機会の拡充を図ります。

また、事業所等に向けては、事業所やハローワークなど関係機関との連携により、障がい者雇用の啓発を行います。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	雇用促進対策の普及・啓発・広報	福祉介護課
「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、公共職業安定所と連携して障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行います。 また、「在宅就業障害者支援制度」(自宅で働く障がい者の支援制度)の活用により、自宅での就業希望者を支援します。 【実績】年1回、障がい者雇用相談の実施(場所の提供、広報、チラシ)		
2	障害者就業・生活支援センター等との連携強化	福祉介護課
障害者就業・生活支援センターをはじめ、各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築に努めます。		
3	障がい者が働きやすい就労環境づくりの促進	産業振興課
障がい者が、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。 また、短時間勤務、フレックス制度等、多様な働き方に対する企業等への理解を深め、障がい者に無理のない就労環境を整えていくための周知・広報を図ります。		

【主要な施策】

番号	施 策 ・ 事 業 名	担 当 課
内 容		
4	新たな就業の場の開拓	産業振興課
商工会、関係機関との連携のもと、町内企業等に対し、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出、積極的な雇用を働きかけていきます。 また、障がい者雇用に対する企業等の理解を深めるため、継続して国・県の支援策等についての周知・広報等を図ります。		
5	工賃向上に向けた働きかけ	産業振興課
企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いことから、各方面に工賃向上に向けた働きかけを行います。 また、賃金引上げ等に関する中小企業庁等の支援策についての理解を深めるため、継続して国・県の支援策等についての周知・広報等を図ります。		

(2) 職業リハビリテーションの充実

障がい者の就労を通じた自立と社会参加を支援するため、雇用と福祉施策の連携、福祉的就労の場から雇用への移行促進など、障がいのある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションを推進し、個々の障がい者の適性に合った職場への就業と定着の支援に努めます。

福祉施設退所者や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまで公共職業安定所のトライアル雇用やジョブコーチ等の支援事業、県の事業などの雇用施策と連携を図り、効果的な支援に努めます。

一般就労が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は、働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	障害福祉サービス・就労支援事業の確保	福祉介護課
障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業の確保、定着を図り、就労を支援します。 【実績】就労移行支援 5 名、就労継続支援 A 型 26 名、就労継続支援 B 型 55 名（R 4 年度末）		
2	障がい者試行（トライアル）雇用事業	福祉介護課
短期で障がい者の試行雇用（トライアル雇用）を行い、一般雇用への移行を目指す事業を、公共職業安定所と連携して促進します。		
3	職場適用援助者（ジョブコーチ）支援事業	福祉介護課
知的障がいまたは精神障がいのある人の職場適応を容易にするために、職場にジョブコーチを派遣する事業を公共職業安定所と連携して促進します。		
4	地域活動支援センター事業の推進	福祉介護課
近隣市町の地域活動支援センター等と連携して日中活動の場を確保し、障がい者の地域活動支援センター事業の利用を支援します。 退院可能な精神障がい者などの地域移行支援サービスの基盤整備について検討していきます。地域活動支援センター（煌、あうんの会）と連携しています。		
5	福祉的就労を担う組織等への支援	福祉介護課
障害福祉サービス事業所のみならず、障がい者支援団体、障がい者家族会、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う組織等の活動を支援します。		
6	障がい者施設等の受注機会・販売機会等の拡大	福祉介護課
町において随意契約可能な物品や役務の受注については、八千代町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図ります。 障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、製作商品の販路及び市場の拡大が図られるよう努めます。 【実績】印刷物の発注、カレンダー販売の取りまとめ、パン、野菜の販売場所の提供		

(3) 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障がいのある人の暮らしを支える土台の役割を果たしており、今後も所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、障がいのある人とその家族等の生活の安定と経済的自立を支援します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	障害基礎年金の支給	国保年金課
国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が 60 歳から 65 歳になるまでに障がい者になったとき、または 20 歳前に障がい者になったときに支給します。 【実績】 R3 年度(肢体) 1 件（精神） 6 件、R4 年度(肢体) 1 件（精神） 3 件 【課題】 準備していただく書類が多く、又内容も複雑なため、案内に時間がかかってしまいます。請求・給付申請等がスムーズに受付できるよう、日本年金機構や年金事務所と一層の連携を図ります。		
2	特別障害給付金の支給	国保年金課
国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を鑑み、福祉的措置として支給します。 【課題】 準備していただく書類が多く、又内容も複雑なためご案内に時間がかかってしまいます。請求・給付申請等がスムーズに受付できるよう、日本年金機構や年金事務所と一層の連携を図ります。		
3	各種障害手当の支給	福祉介護課
経済的負担軽減のため、本人もしくは養育者に手当を支給します。 ○障害児福祉手当：20 歳未満の在宅の重度の障がい児 ○特別障害者手当：20 歳以上の在宅の重度の障がい者 ○在宅心身障害児福祉手当：特別児童扶養手当の受給者で 20 歳未満の児童を在宅で養育している人 ○特別児童扶養手当：心身障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している保護者 【実績】 障害児福祉手当 12 名、特別障害者手当 6 名、 在宅心身障害児福祉手当 30 名、特別児童扶養手当 42 名 (R 4 年度末)		
4	心身障害者扶養共済制度	福祉介護課
心身障がい者の保護者が一定の期間、一定額の掛金をかけることにより、その保護者に万一のことがあった場合、心身障がい者に対して年金を支給します。 【実績】 掛金払込者 5 名、受給者 1 名 (R 4 年度末)		
5	生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者を含む世帯を対象に資金を貸付け、自立支援を行います。 【実績】 R 3 年度：2 名、R 4 年度：0 名、R 5 年 9 月：0 名		

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
6	重度障害者（児）住宅リフォーム助成制度	福祉介護課
重度の障がい者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。 【実績】 R3 年度 1 名：補助額 412,500 円、R4 年度：実績なし		
7	税や各種割引・減免制度の周知	福祉介護課
自動車税・自動車取得税等の減免、ＪＲ・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図ります。		



5 生活環境

障がい者が安心して生活できるまちづくりを推進していくことはとても大切なことです。障がい者をはじめ、高齢者、乳幼児にとって「やさしいまち」は、誰にとっても暮らしやすいまちであるからです。

そのため、障がい者のために何か特別な措置を講ずることと捉えるのではなく、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進します。

(1) バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、町内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活環境などのバリアフリーなまちづくりを推進します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	公共施設のバリアフリー化	財務課
町内全ての公共施設のバリアフリー化の状況を点検し、計画的に未整備箇所のバリアフリー化推進を図ります。 【実績】未整備箇所の公共施設について、公共施設整備検討ワーキングチームで整備の方向性等について検討しました。		
2	公園のバリアフリー化	都市建設課 スポーツ振興課
誰もが安心して憩える場として、各種公園のバリアフリー化（スロープ設置、多目的トイレ整備、障がい者専用駐車場整備等）を推進します。 【実績】R3年度：町民公園トイレバリアフリー化 R4年度：貝谷運動公園トイレバリアフリー化		
3	福祉ガイドマップの作成	福祉介護課
「バリアフリー総点検活動」や、各種障がい者に関わる情報を整理し、「福祉ガイドマップ」を作成します。 【実績】作成済み、適宜最新の状況に更新していきます。		
4	道路・交通安全対策の推進	都市建設課
道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置など障がい者の移動環境の整備、安全対策を推進します。 【実績】例年、区画線設置や除草等を行いました。 【課題】幹線道路において、車道部の舗装補修を行っていますが、歩道については未実施箇所が存在するため、状況を確認しながら、適宜推進していきます。		

(2) 居住の場の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営むためには、生活の拠点となる住まいが必要です。その住まいがそれぞれの障がいに配慮され、暮らしやすいものとなるよう住環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	住宅改修の支援	福祉介護課
地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改修する際の相談対応と費用の一部助成を行います。		
2	グループホームの利用促進	福祉介護課
障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供基盤の充実に努めます。 必要に応じ、適宜本人の意向に沿うグループホームを提供しており、年々入居希望者が増加しています。		

(3) 移動・交通環境の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会に参加しやすい環境の実現をしていくため、移動支援サービスの充実に努めるとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	移動支援の充実	福祉介護課
移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行います。 【実績】 R3 年度利用者 3 名 補助額 198,045 円 R4 年度利用者 3 名 補助額 181,080 円		
2	公共交通機関のバリアフリー化等の促進	まちづくり 推進課
障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。 バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車椅子でも利用しやすい交通機関の充実を求めています。 町内で運行している路線バスでは、国土交通省の認定を受けた「標準仕様のノンステップバス」を導入し、車いすでも利用しやすい移動手段を提供しています。 引き続き、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。		

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
3	福祉車両利用制度の周知	社会福祉協議会
	社会福祉協議会が実施している福祉車両利用制度を、より多くの人が利用できるよう周知を図ります。	
4	デマンド交通事業	まちづくり推進課
	デマンド交通「八菜まわ～る号」は、利用者の予約に応じて、複数の利用者の乗り合いにより、自宅から町内の指定された停留所登録のある公共施設、医療機関、商業施設等を送迎するサービスです。利用対象者は住民登録があり、事前登録をしている方であればどなたでも利用できます。今後も、住民の方々の移動手段を確保するとともに、障がい者が外出しやすい環境を整えるため、関係各課と連携し、支援に努めていきます。 【実績】年間延べ利用者数 R3年度：2,936件、R4年度：3,102件、R5年9月：1,618件	



6 情報・アクセシビリティ

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

(1) 情報提供の充実

障がいのあるすべての人に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法・体制などの充実、ホームページのバリアフリー化を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	情報及び提供媒体の充実	福祉介護課
各種サービス、支援団体、イベントなど、提供する情報内容の充実を図ります。 広報紙、ホームページ、パンフレットなど、多様な媒体の活用を図るとともに、 情報取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への一層の配 慮と工夫を検討します。 【実績】随時広報、HP 等で案内を実施しています。		
2	情報提供経路の拡充	福祉介護課
施設や事業者、病院などは効果的な情報提供元としても期待できることから、配 布物の設置や情報提供の協力を関係各所に要請します。		
3	ホームページの充実	福祉介護課
町ホームページについて、障がい者のためのサイトを開設し、表示方法や伝達方 法、操作方法、色覚異常のある人への配慮などを行います。 【実績】やちよ障がい福祉ナビを開設し、随時情報提供に努めています。		
4	「声の広報」化の推進	社会福祉協議会
視覚障がいのある方への広報の充実を図るため、町の広報紙などの音声化を行 います。 【実績】R 3 年度：0、R 4 年度：0、R 5 年 9 月：0（10 月より再開予定）		

(2) 意思疎通支援の充実と行政上の配慮

情報収集や意思疎通などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対し、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。障がいのある人の生活の利便性の向上を図るため、メールやインターネットなどを利用できるよう支援に努めます

また、選挙における障がいのある人への投票活動に配慮して、投票所のバリアフリー化の推進、公職選挙法による郵便等投票制度の周知・啓発を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	意思疎通支援事業の充実	福祉介護課
手話通訳者の派遣事業を行うほか、要約筆記奉仕員、点訳、朗読、手話等のボランティアの養成・派遣を図り、障がい特性に応じたコミュニケーション支援を行います。事業は社会福祉協議会へ委託しています。		
2	情報・意思疎通支援用具の給付	福祉介護課
点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。		
3	情報端末の利用支援	福祉介護課
パソコンやスマートフォン等の操作方法のレクチャー、使用のサポートを行うとともに、ボランティアによる支援活動を促進します。 窓口で、操作方法がわからない人がいれば、適宜サポートしています。		
4	選挙の投票における障がい者への配慮	総務課
障がい者を含めて誰もが行きやすい投票所のバリアフリー化を推進します。 判断能力が不十分な障がい者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、適切な実施を支援します。指定病院や郵便等における不在者投票の適切な実施を図り、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。 【実績】R3 年度 1 か所増加（栗野交流センター） 【課題】13 か所の投票所は人的介助により対応しています。障がい者等には期日前投票所での投票を勧めています。		
5	郵便等投票制度の周知・啓発	総務課
投票所に行くことができない障がい者等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度の周知・啓発を図ります。 【実績】郵便投票 R3 年：知事選 1 人、衆院選 1 人 R4 年：参院選 1 人、県議選 1 人 【課題】郵便でのやりとりのため、投票まである程度の日数を要します。 今後も、わかりやすい案内等を実施し、引き続き障がい者等の利便性の向上を図ります。		



7 安全・安心

東日本大震災をはじめ、全国各地で豪雨や台風による各地の惨状を目のあたりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。特に、災害時要配慮者と言われる高齢者や障がい者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も重要な課題です。

また、新型コロナウイルス等の感染症の大流行を受けて、感染症予防対策とともにサービスを継続して受けられる体制づくりが喫緊の課題となっています。

このほかにも、急増している消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

(1) 防災対策・災害時対応の充実

障がいのある人が地域社会において安全・安心して生活することができるよう、防災知識の普及、防災対策を推進します。災害時に備え、障がい者の避難誘導や避難所等における支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	地域防災計画の推進	消防交通課
「地域防災計画」により、災害時の障がい者支援対策を推進するとともに、障がい者への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。各地区の防災体制強化に向けて、自主防災組織の組織化を促進します。 八千代町防災士会と連携し、街頭キャンペーンでのチラシ配布や出前講座などで避難場所の周知や防災訓練・自主防災組織の啓発を図ります。		
2	避難行動要支援者の避難行動支援	消防交通課 福祉介護課
地域防災計画を踏まえて「避難行動要支援者名簿」を作成します。さらに、名簿情報に基づき、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。登録された個人情報等は、八千代町個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。 【実績】（福祉介護課）避難行動要支援者名簿の整備 R3 年度：1,367 件、R4 年度：1,384 件、R5 年度：1,476 件		
3	福祉避難所の整備	消防交通課
災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支給などの支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、既存施設の設備・体制等の充実を図ります。 （福祉介護課）避難行動要支援者名簿の整備 【実績】 R3 年度：1,367 件、R4 年度：1,384 件、R5 年度：1,476 件		
4	災害時の障がい者支援の体制づくり	福祉介護課
災害時において、近隣住民が障がいのある人を支援する体制づくりを推進します。また、障がい者が利用する施設等においては、防災訓練を実施するとともに、近隣住民や関係機関とのネットワークづくりを促進します。これらの実施においては、今後、八千代町基幹相談支援センターと連携を取りながら検討していきます。		

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

障がいのある人が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	消費者トラブルの防止	産業振興課
茨城県消費生活センターと連携して、障がい者が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行います。 【実績】 八千代町消費生活センターへの相談実績（毎週水・金開設） R3 年度：16 件、R4 年度：37 件 ※開設日以外で急ぎの相談の問い合わせがあった際には、茨城県消費生活センター窓口を案内しています。 ・その他、茨城県消費生活センター、八千代町消費友の会と連携し、悪質商法等の被害防止啓発活動を実施しました。		
2	防犯対策の充実	消防交通課 福祉介護課
警察署との連携のもと、防犯意識の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。民生委員・児童委員等の見守り活動を支援するとともに、自主的な防犯組織の育成と地域住民による防犯活動を促進します。 【実績】（福祉介護課）ひとり暮らし高齢者「愛の定期便事業の実施」 R3 年度：39 人、R4 年度：40 人、R5 年 9 月：36 人 （消防交通課）警察や防犯協会のほか、地域の防犯パトロール団体とも連携し、更なる体制の強化を図ります。		

(3) 感染症対策

新型コロナウイルスの大規模流行が発生し、感染症拡大防止のための予防対策や感染症発生時の速やかな対応策等、必要な情報や物資の提供や支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	感染症対策に係る体制づくり	福祉介護課
新型コロナウイルス感染症の大規模流行を踏まえ、事業所等と連携して感染症予防対策の周知啓発を実施します。 事業所等における感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、県・町・関係団体が連携し、感染症発生時の支援・応援体制の構築を進めていきます。そのなかで、利用者がサービスを安心して継続利用できるように、町内の事業所等に限らず、近隣市町等とも連携を図り、代替サービス等の提供体制について検討します。 【実績】事業所へのマスク、手袋の配布を実施しました。また、コロナ対策のための備品等の購入に対して補助を実施しました。		



8 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人が安心して自分らしく暮らせる地域であるためには、すべての町民が障がいや障がい者のことを理解し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが求められます。

共生社会においては、障がいの有無にかかわらず地域社会の誰もが、自己選択・自己決定のもとで対等にあらゆる活動に参画することが期待されます。共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止をはじめ、障がい者の権利を守るための取組を進める必要があります。

(1) 障がいのある人についての理解の促進

障がいのある人に対する偏見をなくし、「心の壁」を取り除くため、障がいや「共生社会」の理念等について、日常的な啓発・広報の充実を図るとともに、就学前の早い段階から学校教育、社会教育までを通じた切れ目のない福祉教育を推進します。

地域の人々や子どもたちが、障がいのある子に対する理解を深められるよう、地域における自然体験活動、地域住民・小中学校の児童・生徒等との交流活動などの促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策 ・ 事 業 名	担 当 課
内 容		
1	障がい者理解についての啓発・広報の推進	福祉介護課
「共生社会」の理念や障害者週間（12月3日から9日まで）などの周知とともに、日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。 【実績】ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施しました。		
2	福祉教育・交流教育の実施	学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
「居住地校交流事業」として、特別支援学校の児童・生徒と自分の居住する地域の学校との交流事業の充実を図ります。 また、「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供するように図ります。 【実績】（学校教育課実績） R4年度：1名（川西小学校と結城特別支援学校との交流） （社会福祉協議会実績）小学校での福祉体験学習の実施、実施校3校		
3	交流・ふれあい機会の拡充	福祉介護課 社会福祉協議会
家庭・学校・自治会などの地域の連携により、福祉行事等を実施します。 町や地域の障がい者関連団体が橋渡しとなり、身近な地域で障がいの有無によらずすべての町民がふれあえる多様な交流の機会づくりに取り組みます。 【実績】（福祉介護課）基幹相談支援センター開設イベント開催の協力 （社会福祉協議会）親子すこやか交流事業（障がい児とその親の交流事業）の開催：年1回実施		

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
4	地域における福祉教育の推進	生涯学習課
生涯学習、社会教育分野における障がい福祉関係の講座の充実を図ります。		
5	各種行事への障がい者参加の促進	福祉介護課
町が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。また、民間が開催する各種行事にも同様の配慮をするよう働きかけていきます。		
6	障害者福祉表彰制度の実施	福祉介護課
障がい者に関わる福祉・教育・雇用・まちづくりなどの功労者・団体・事業所等の表彰制度を創設し、町民への障がい者理解を推進します。		

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

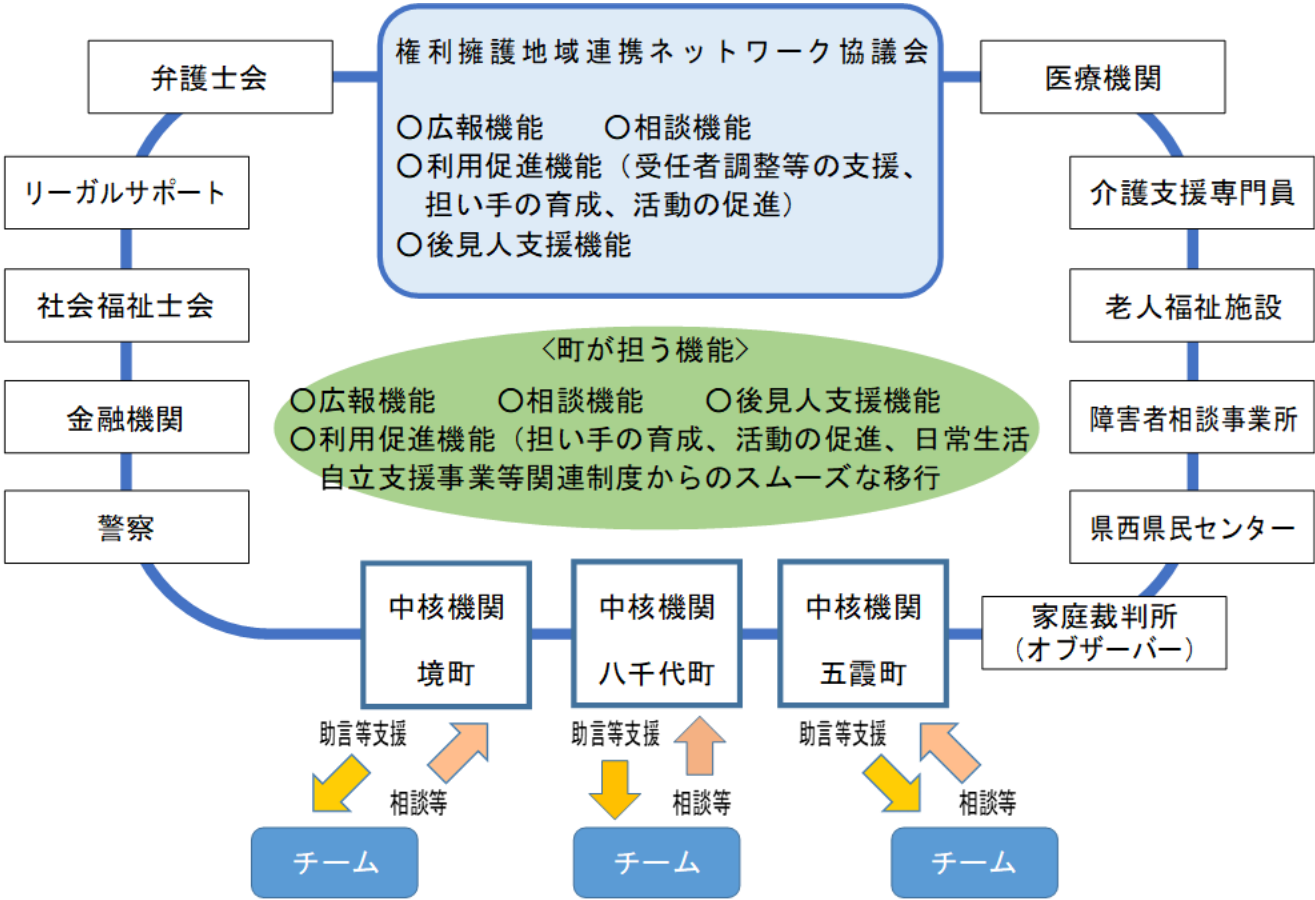
障がいのある人に対する虐待について、防止の啓発と発生予防を図るとともに、虐待が確認された場合には、早期発見から適切な対応へとつなぐ一貫した支援体制の充実に努めます。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、県や社会福祉協議会などと連携し権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 課
内 容		
1	虐待防止ネットワークの構築	福祉介護課 こども家庭課
要保護児童対策地域協議会、基幹相談支援センター、地域自立支援協議会、こども家庭センター、地域包括支援センター、茨城県福祉総合相談センター、警察署、消防署等の関係機関と連携し、虐待の未然防止を図ります。		
2	障害者虐待防止法の周知等	福祉介護課
障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。 障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。		
3	障害者差別解消法への対応	福祉介護課
平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」施行に伴い、国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発や障がい者差別解消支援地域協議会等の組織の整備に努めます。 国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。 【実績】パンフレットの配布の実施。 今後、対応については自立支援協議会の中で協議していきます。		
4	成年後見制度の周知・利用支援	福祉介護課
判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。 令和 4 年 4 月に、町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を、八千代町保健福祉部内に設置しました。 また、本人や、本人を支える親族等に必要な支援を行えるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が相互に連携し、協議していく場である協議会を、近隣の境町・五霞町と連携し、「境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会」として広域で設置しました。 【実績】R3 年度 報酬助成 1 件、町長申立 1 件 R4 年度 報酬助成 1 件		

境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会



資料：福祉介護課



9 地域における支援体制づくり

(1) 地域支援体制の整備

障がいのある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興などについて重要な役割を担う社会福祉協議会との連携強化を図ります。

また、障がい者が地域の中で自立して暮らす上では様々な生活課題があります。障がいのある人やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、公的なサービスでカバーする部分よりも広い領域に及ぶため、きめ細かな支援を行うためには地域住民による協力が不可欠です。障がい者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、障がいのある人の地域支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名 内 容	担当課
1	社会福祉協議会との連携 社会福祉協議会との連携を強化することにより、地域ケアシステム推進事業や心配ごと相談事業の充実を図ります。 【実績】ご近所声かけ隊事業の実施、ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施	福祉介護課
2	自立支援協議会の機能強化 自立支援協議会は、障がい者支援の総合的なネットワーク構築のために中核的な役割を担うことから、関係機関の連携強化と有機的な機能に努めます。 協議会においては、今後の八千代町における望ましい在り方についても検討していきます。 【実績】R4年度実績 全体会議3回、相談支援部会3回、講演会(9月)、広報誌発行(8月、2月)、つどい(10月、3月) 今後は、基幹相談支援センターとの連携が期待されます。	福祉介護課
3	障がい者団体等の活動助成 障がい者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き助成します。 【実績】八千代町身体障害者福祉協会(R5年度:50,000円) 下妻地方家族会(R5年度:13,800円)	福祉介護課
4	ボランティア活動の振興 「ボランティアセンター」活動を中心にして、各分野にわたるボランティア活動の振興を図ります。 【実績】ボランティア団体 R3年度:5団体115名、R4年度:4団体102名、R5年度:5団体103名 個人ボランティア R3年度:29名、R4年度:33名、R5年度:39名 福祉ボランティア R3年度:8名、R4年度:8名、R5年度:5名	社会福祉協議会
5	障がい者団体・ボランティア団体のネットワーク化 障がい者団体、ボランティア団体の相互の交流・情報交換の機会の拡充を図り、ネットワーク化を促進します。	社会福祉協議会
6	障がいのある人のボランティア活動(ピア・サポート活動)の参加促進 障がい者自身が参加するボランティア活動として、障がいのある人自らが、同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)を支援します。	福祉介護課

(2) 人材の養成・確保

福祉サービス等の充実と安定的提供を図るため、専門的知識と技術を身に付けた人材の育成・確保をはじめ、家族や関係者が障がいのある人の気持ちや要望を十分にくみ取れるよう、障がいの特性や介助の方法に関する研修等を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	福祉関係者の研修の充実	福祉介護課
	町や福祉施設などにおいて障がい福祉に携わる担当者の研修内容の充実を図ります。 事業者等に対しては、公的機関が実施する研修等の情報提供を行い、職員の参加を促進します。 【実績】成年後見制度に係る研修会の実施	
2	家族介護者の介護技術等の向上支援	福祉介護課
	家庭における介護者の知識と技術の向上を図るため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、公的機関等が開催する介護教室や研修会などへの参加を促進します。	

【第7期八千代町障害福祉計画】
【第3期八千代町障害児福祉計画】

第5章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

1 障害福祉サービス等の概要と体系

(1) 障害福祉サービス等の概要

○障害者総合支援法における障害福祉サービス

障害者や障害児を対象とする障害福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障がい者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練等のサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事等の介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護等を行う療養介護等があります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練や、就労に関連する就労移行支援・就労継続支援、グループホームでの共同生活援助等があります。

なお、法律上の分類ではありませんが、サービスの内容に合わせた分類が用いられることがあります。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスと短期入所、生活介護、就労支援などの日中活動系サービスや共同生活援助などの居住系サービスの3つに分類することができます。

地域生活支援事業は、障がい者の居住地において、サービスを行う事業所や施設等の社会資源（インフラ）の状況に応じて実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話等の通訳者によるコミュニケーション支援等があります。

○児童福祉法における障害福祉サービス

障がい児を対象とする施設利用等の障害福祉サービスは、主に児童福祉法に基づいて提供されています。

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障がい児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障がい児が施設に入所する形態で受けるサービスです。

(2) 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法

障害者自立支援給付事業
訪問系サービス
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
日中活動系サービス
・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（福祉型・医療型）
居住系サービス
・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援 ・宿泊型自立訓練
相談支援
・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

地域生活支援事業
必須事業
・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業
任意事業
・日中一時支援事業 ・社会参加支援事業スポーツ、レクリエーション教室開催等 ・その他社会参加支援事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・自動車改造費用助成事業 ・訪問入浴サービス事業

児童福祉法

障害児通所支援等
障害児通所事業
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
医療的ケア児調整コーディネーター

2 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本町の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

- ①令和8年度末には、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

項目	実績／目標	備考
【実績】 令和4年度末の施設入所者数	33人	
【目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	2人	令和4年度末の施設入所者数×6% (小数1位切り上げ)
【目標②】 令和8年度末の施設入所者数	未設定	令和4年度末の施設入所者数×95% (小数1位切り上げ)

<本町の目標について>

今期の計画では、上記の現状を踏まえつつ、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備等、「障害の重度化・高齢化」に対応するための取組が推進されていることを勘案し、6%以上を努力目標とし、地域移行を推進していきます。

なお、施設入所者数は入所希望者が多いため削減目標は設定しません。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数や退院率の目標数値は、都道府県のみ
の設定であり、市町村には設定されていません。

町としては、国で示した活動指標を目的値として設定します。

①協議の場の開催

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による 協議の場の開催回数	3回	3回	3回	保健、医療及び福祉関係者による 支援体制を構築するために必要 となる、協議の場の1年間の 開催回数の見込を設定する。
【活動指標②】 保健、医療、福祉関係者による 協議の場における目標設定お よび評価の実施	有	有	有	実施体制の有無
【活動指標③】 保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	11人	11人	11人	協議の場への関係者の参加者数を 設定する。

②精神障害者の地域移行支援等の利用促進

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標④】 地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	1年間の精神障害者の地域移行 支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑤】 地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	1年間の精神障害者の地域定着 支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑥】 共同生活援助の利用者数	2人	2人	2人	1年間の精神障害者の共同生活 援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑦】 自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	1年間の精神障害者の自立生活 援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑧】 自立訓練(生活訓練)の利用者 数	3人	3人	3人	1年間の精神障害者の自立訓練 (生活訓練)の利用者数を設定 する。

<本町の目標について>

住民に最も身近な基礎自治体として、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係
者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、年3回を目標として協議の場を円滑に運営し
ていきます。また、地域移行を推進する観点から、適切なサービスの利用を促していきます。

(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

●国の基本指針

- ①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

※本計画では活動指標を目的値とします。

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	0箇所	0箇所	1箇所	年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数	0回	0回	1回	
【活動指標③】 コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	

<本町の目標について>

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等、現在は未設置ですが近隣市町とも協議し、広域での設置及び充実に向けた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針

【令和8年度における一般就労への移行者等】

①福祉施設から一般就労に移行する者

- ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労する者

- ・令和3年度の一般就労する者の1.31倍以上とする。

③就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労する者

- ・令和3年度の一般就労する者の1.29倍以上とする。

④就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労する者

- ・令和3年度の一般就労する者の1.28倍以上とする。

⑤就労定着支援事業の利用者

- ・令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。

【令和8年度における一般就労への事業所数】

- ⑥就労定着支援事業にて、一般就労を達成した者が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。

- ⑦就労移行支援事業利用修了者の一般就労へ移行が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【令和8年度における一般就労への移行者等】

	項目	実績／目標	備考
令和3年度の実績	①福祉施設から一般就労への移行	0人	
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	0人	
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	0人	
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	1人	
	⑤就労定着支援事業の利用者	0人	
令和8年度の実績	①福祉施設から一般就労への移行	0人	
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	1人	
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	1人	
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	1人	
	⑤就労定着支援事業の利用者	1人	

【令和8年度における一般就労への事業所数】

	項目	実績／目標	備考
令和8年度の実績	⑥-1 就労定着支援事業所数	1 箇所	
	⑥-2 上記のうち一般就労を達成した者が7割以上の事業所	1 箇所	
	⑦-1 就労移行支援事業所数	1 箇所	
	⑦-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	1 箇所	

＜本町の目標について＞

就労定着支援事業所は、現在県西地区において2箇所のみであり、本町には存在しません。今後、近隣市町とも協議し、広域での設置も検討し、障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

就労移行支援事業所は、現在1箇所あり、障がい者の一般就労移行を促進するため、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する。
- ②保育所等訪問支援等の活用
 - ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援するサービス事業所を確保する。
 - ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置する。
- ④令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置する。
- ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施【活動指標】

【令和8年度における障害児支援の提供体制の整備等】

項目	令和8年度	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	
【目標②】 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	有	
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援するサービス事業所を確保	1 箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標⑤-1】 ペアレントトレーニング（*1）やペアレントプログラム（*2）等の支援プログラム等の受講者数	0 人	0 人	2 人	
【活動指標⑤-2】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0 人	0 人	2 人	
【活動指標⑤-3】 ペアレントメンター（*3）の人数	0 人	0 人	2 人	
【活動指標⑤-4】 ピアサポート（*4）の活動への参加人数	1 人	2 人	2 人	

<本町の目標について>

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、コーディネーターを配置します。

＊1 ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

＊2 ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

＊3 ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

＊4 ピアサポート

ピアサポートとは、「仲間・同輩」(peer)による支え合い活動(support)のことです。同じ悩みや症状をもつ仲間同士が体験を語り合い、互いを支え合う取組です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保（基幹相談支援センター等で実施）
- ②地域の相談支援体制の強化【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【目標①】 基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所	
【活動指標②-1】 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件	
【活動指標②-2】 相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件	
【活動指標②-3】 相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	
【活動指標②-4】 個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回	
【活動指標②-5】 主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	
【活動指標②-6】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	5回	5回	5回	
	15事業所	15事業所	15事業所	
専門部会の設置数、実施回数	3部会	3部会	3部会	
	5回	5回	5回	

<本町の目標について>

町では、身体障がいのある人と知的障がいのある人はあじさい学園八千代、精神障がいのある人は地域活動支援センター煌にて相談事業を行っています。

基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制を充実・強化し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
- ②障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用【活動指標】
- ③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の活用【活動指標】
- ④指導監査結果の関係市町村との共有【活動指標】

項目	令和8年度	備考
【目標①】 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	有	

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標①】 県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人	
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	有	
【活動指標③】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	
【活動指標④】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	

<本町の目標について>

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 障害者自立支援給付事業

障がい者を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があります。これらのサービスは、障害支援区分によって受けられる給付が決定される介護給付、障害支援区分にかかわらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに補装具の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

（１）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、通院等の移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、障害支援区分2以上の者
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6の者

■サービス量の見込み

①訪問系サービス

(実利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	12 人	8 人	13 人	11 人	14 人	12 人
	340 時間	286 時間	370 時間	355 時間	400 時間	310 時間
重度訪問介護	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
	0 時間	298 時間	0 時間	347 時間	0 時間	440 時間
同行援護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
行動援護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	13 人		14 人		15 人	
	330 時間		360 時間		390 時間	
重度訪問介護	1 人		1 人		1 人	
	450 時間		450 時間		450 時間	
同行援護	0 人		0 人		0 人	
	0 時間		0 時間		0 時間	
行動援護	0 人		0 人		0 人	
	0 時間		0 時間		0 時間	
重度障害者等包括支援	0 人		0 人		0 人	
	0 時間		0 時間		0 時間	

今後の見込み量の確保策等	
居宅介護	○今後も、町内及び近隣市町のサービス提供事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、ホームヘルパー等の養成支援のほか、サービス内容や提供方法等を検討し、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
重度訪問介護	○現在 1 名の利用があります。引き続き、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者への参入を促します。
同行援護	○現在サービス利用はありませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者への参入を促します。
行動援護	
重度障害者等包括支援	

(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設等で食事や入浴、排泄等の介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者
②自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間(18か月以内)行います。	一定の支援が必要な 身体障がい者
③自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間(24か月以内)行います。	一定の支援が必要な 知的・精神障がい者
④就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担い、障がい者本人と支援側が共に整理・評価(就労アセスメント)することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。	新たに就労継続B型事業、就労継続A型事業を利用する意向の者。 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者
⑤就労移行支援	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者
⑥就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者
⑦就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

サービス名	内容	対象者
⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援、機能訓練等を行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者
⑩短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障がい者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1以上の者

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年10月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①生活介護

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	60人	55人	61人	56人	62人	56人
	1,120人日	1,068人日	1,140人日	1,104人日	1,160人日	1,120人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	58人		59人		60人	
	1,140人日		1,160人日		1,180人日	

今後の見込み量の確保策等

○利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

○サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

②自立訓練（機能訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	15人日	13人日	15人日	19人日	15人日	22人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	
	22人日		22人日		22人日	

今後の見込み量の確保策等

○利用希望者に対してサービス提供を確保できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握し、提供基盤の充実に努めます。

○サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

○障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	0人	3人	1人	3人	1人
	70人日	0人日	70人日	9人日	70人日	24人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3人		3人		3人	
	66人日		66人日		66人日	

今後の見込み量の確保策等

○利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

* 以下、前述②と同

④就労選択支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
			10人		10人	

今後の見込み量の確保策等

○令和7年10月より新設されるサービスで、障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

○障害者本人の希望を尊重し、適切な一般就労や就労系サービスを提供できるよう努めます。

就労選択支援のイメージ



出典：厚生労働省 HP

⑤就労移行支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5人	2人	5人	3人	5人	5人
	93人日	45人日	93人日	47人日	93人日	80人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	5人		5人		5人	
	90人日		90人日		90人日	

今後の見込み量の確保策等

- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要なことから、自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

⑥就労継続支援（A型）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	14人	21人	15人	21人	16人	21人
	280人日	413人日	300人日	396人日	320人日	400人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	22人		23人		24人	
	420人日		440人日		460人日	

今後の見込み量の確保策等

- 第6期では、見込みを上回るサービス利用がありました。
- 利用希望者に必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金（工賃）の向上など就労条件の改善に努めます。
- 自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

⑦就労継続支援（B型）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	46 人	51 人	47 人	47 人	48 人	57 人
	880 人日	967 人日	900 人日	871 人日	920 人日	1,080 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	58 人		59 人		60 人	
	1,090 人日		1,100 人日		1,120 人日	

今後の見込み量の確保策等

前述⑥と同

⑧就労定着支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	20 人日	0 人日	20 人日	0 人日	20 人日	0 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1 人		1 人		1 人	
	20 人日		20 人日		20 人日	

今後の見込み量の確保策等

○地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉就労に関する総合的な支援を図ります。

○相談支援事業者や、就労支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう提供基盤の充実に努めます。

⑨療養介護

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	4人	5人	4人	5人	4人	5人
	124人日	152人日	124人日	152人日	124人日	152人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	6人		6人		6人	
	180人日		180人日		180人日	

今後の見込み量の確保策等

○第6期では、見込みを上回るサービス利用がありました。

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズの把握に努め、医療機関との連携を図ります。

⑩短期入所

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値	
	福祉型	10 人	3 人	10 人	3 人	10 人	5 人
		100 人日	30 人日	100 人日	25 人日	100 人日	38 人日
	医療型	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		2 人日	0 人日	2 人日	0 人日	2 人日	0 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		
	福祉型	7 人	7 人	7 人			
		45 人日	45 人日	45 人日			
	医療型	1 人	1 人	1 人			
		2 人日	2 人日	2 人日			

今後の見込み量の確保策等

福祉型	○第7期においては、第6期中の実績を水準にしたサービス利用を見込んでいます。 ○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
医療型	○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者を対象に、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等
②共同生活援助（グループホーム）	日中は就労または就労継続支援等の日中活動サービスを利用している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護も行います。	・夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者 ・食事や入浴などの介護が必要な者（障害支援区分の認定が必要です）
③施設入所支援	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 （50歳以上は区分3）以上の者
④宿泊型自立訓練	知的障がい者または精神障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者

■サービス量の見込み

①自立生活援助

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

今後の見込み量の確保策等

○障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活に対する支援を充実し、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を進めていきます。

②共同生活援助（グループホーム）

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	27人	27人	28人	29人	29人	35人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	37人		38人		39人	

今後の見込み量の確保策等

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場として、グループホーム等の整備が必要となります。今後も、施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

③施設入所支援

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	29人	32人	28人	33人	27人	32人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	35人		35人		35人	

今後の見込み量の確保策等

○施設入所支援については、多くの利用者が町外の施設を使用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組めます。

④宿泊型自立訓練

(実利用者数:人/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	1人	1人	1人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

今後の見込み量の確保策等

○宿泊型自立訓練については、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行うものであり、今後も、障がいのある方の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
②地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
③地域定着支援	地域における生活に移行した障がい者など居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の対処を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

■サービス量の見込み

(実相談者数：人／年)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	150人	151人	150人	164人	150人	178人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	190人		190人		190人	
	0人		0人		0人	
	0人		0人		0人	

今後の見込み量の確保策等	
計画相談支援	○障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。 ○支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
地域移行支援	○精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携して必要なサービスの確保と充実に努めます。
地域定着支援	○計画期間中の利用を見込んでいませんが、サービス利用の対象となる障がい者の把握とサービス提供体制の確保を図ります。

4 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも、月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
②更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
③育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①補装具費の支給	身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

今後の見込み量の確保策等

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

5 障害児通所支援等

障がい児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

（１）障害児通所事業

障がい児の通所等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
②居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
⑤医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず

■サービス量の見込み

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	10人	17人	10人	21人	10人	25人
	90人日	147人日	90人日	174人日	90人日	210人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	30人	29人	30人	26人	30人	27人
	450人日	475人日	450人日	414人日	450人日	455人日
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	3人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	30人		30人		30人	
	250人日		250人日		250人日	
居宅訪問型児童発達支援	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	
放課後等デイサービス	30人		30人		30人	
	480人日		480人日		480人日	
保育所等訪問支援	5人		5人		5人	
	10人日		10人日		10人日	
医療型児童発達支援	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

今後の見込み量の確保策等

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の有実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

(2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者
②医療的ケア児調整 コーディネーターの 配置	医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう、コーディネーターを配置する。	N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

①障害児相談支援

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	45人	50人	45人	49人	45人	57人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	60人		60人		60人	

今後の見込み量の確保策等

○障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることにより、きめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。

②医療的ケア児調整コーディネーター

(配置人数:人/年)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

今後の見込み量の確保策等

○茨城県医療的ケア児支援センターが主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を計画的に受講し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する適切な相談支援・総合調整又は支援が行える人材を育成します。

6 地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等があります。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①理解促進研修・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者に対する差別や偏見が生じないよう町民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 ・町内に住所を有する ・町内の事業所等に在籍し、勤務している ・町内の学校等に在学している
②自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など
③相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

サービス名	内容	対象者
⑥意思疎通支援事業	聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
⑦日常生活用具給付等事業	障がい者が日常生活に必要な以下の用具の給付や貸与を行います。	在宅の身体障がい者又は最重度の知的障がい者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい者が訓練に用いる椅子	
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、視覚障がい者用体温計等の在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具	
排泄管理支援用具	ストマ装具等の排泄管理を支援する用具	
住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具	
⑧手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活のために、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。	手話言語の習得を希望する町民
⑨移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者
⑩地域活動支援センター事業	I型：専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。	精神障がい者 (1日あたり利用人員20名以上)

サービス名	内容	対象者
⑩地域活動支援センター事業	Ⅱ型：地域での就労が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。	18歳以上の障がい者 (1日あたり利用人員15名以上)
	Ⅲ型：創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	障がい者 (1日あたり利用人員10名以上)

■サービス量の見込み

①理解促進研修・啓発事業

(活動実績/年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

今後の見込み量の確保策等

- 地域の住民等を対象に、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。
- 自立支援協議会による広報紙を発行し、地域住民等の障がい者に対する意識、関心を高めます。

②自発的活動支援事業

(活動実績/年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	無	有	無	有	無
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

今後の見込み量の確保策等

- 障がい者やその家族、地域住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取組の支援を図ります。

③相談支援事業

(活動実績／年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有	無	有	無	有	有
市町村相談支援機能 強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者相談支援事業	2箇所		2箇所		2箇所	
地域自立支援協議会	1箇所		1箇所		1箇所	
基幹相談支援センター	有		有		有	
市町村相談支援機能 強化事業	1箇所		1箇所		1箇所	
住宅入居等支援事業	無		無		無	

今後の見込み量の確保策等

- より地域に密着した総合的な相談支援を図るため、本町では相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを、令和5年4月に設置しました。
- 住宅入居等支援事業の対象者である「賃借契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人等がない等の理由により入居が困難な障がい者」への対応が必要な場合には、福祉介護課が窓口となり、不動産業者に対する住宅のあっせん依頼、入居手続きの支援等を行います。本事業については、必要に応じて対応していきます。

④成年後見制度利用支援事業

(利用支援：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	2人	1人	1人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		2人		2人	

今後の見込み量の確保策等

- 成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、保健福祉部内の中核機関において同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。
- 成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

(利用支援：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	0人		0人		1人	

今後の見込み量の確保策等

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修などを行います。
- 法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを図ります。
- 社会福祉協議会に対し、事業実施に向けた働きかけを行います。

○成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

◆法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。

◆任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

⑥意思疎通支援事業

(配置人員:人/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者派遣事業	1人	2人	1人	3人	1人	0人
要約筆記者派遣事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
手話通訳設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者派遣事業		3人		3人		3人
要約筆記者派遣事業		1人		1人		1人
手話通訳設置事業		0人		0人		0人

今後の見込み量の確保策等

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣については、引き続き、茨城県立聴覚障害者福祉センターとの連携により、サービスの確保を図ります。
- 潜在的な利用希望者がいることも考えられることから、対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、計画期間においては他市町村との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。



⑦日常生活用具給付等事業

(給付件数:件/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
自立生活支援用具	2件	0件	2件	0件	2件	0件
在宅療養等支援用具	2件	3件	2件	0件	2件	0件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	1件	1件	0件
排泄管理支援用具	420件	459件	420件	463件	420件	230件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	0件	1件	0件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
介護・訓練支援用具	1件		1件		1件	
自立生活支援用具	1件		1件		1件	
在宅療養等支援用具	2件		2件		2件	
情報・意思疎通支援用具	1件		1件		1件	
排泄管理支援用具	480件		480件		480件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件	

今後の見込み量の確保策等

○重度の障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具の決定、給付品目の選定にあたっては、実情にあわせて適正な運用を図ります。

○日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具をスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

(講習修了者:人/年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	18人	0人	18人	9人	18人	18人
今期の見込み (講習修了者)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	18人		18人		18人	

今後の見込み量の確保策等

○茨城県や社会福祉協議会などの関係団体等との連携のもと、手話通訳講習会を年30回開催し、本町において、意思疎通支援の担い手となる人材の育成に取り組みます。

⑨移動支援事業

(利用者：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	3人	2人	3人	2人	3人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	4人		4人		4人	

今後の見込み量の確保策等

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、町内や近隣市町村の事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

⑩地域活動支援センター事業

(町外センター利用者：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
今期の見込み	3人	3人	3人	4人	3人	3人
	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2箇所		2箇所		2箇所	
	4人		4人		4人	

今後の見込み量の確保策等

- Ⅰ型、Ⅲ型（＊）について町外事業所に委託して実施しており、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域活動を支援しています。
- Ⅱ型（＊）については、これまでの事業実績はありませんが、今後、近隣市町村の状況、利用者の動向や要望、事業所等の意向を踏まえて事業の実施体制の確保を検討します。

＊障害者の生産活動や創作活動の支援を目的に設置された施設です。

Ⅰ型：専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。（規模：利用人員20名以上）

Ⅱ型：地域での就労が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。（規模：利用人員15名以上）

Ⅲ型：創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。（規模：利用人員10名以上）

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として町が取り組んでいる事業です。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容	対象者
①日中一時支援事業	在宅の障がい者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者
②社会参加支援事業 スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	障がい者
③その他社会参加支援事業	障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加を効果的に促進することを目的として障がい者福祉の集いを開催し、相互の友情と情報の輪を更に広げ、在宅の障がい者福祉の向上に努めます。	障がい者
④自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。	障害者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
⑤自動車改造費用助成事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるように自動車改造の費用の一部を助成します。	障害者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労などに伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者
⑥訪問入浴サービス事業	重度の障がいがあるため、介護事業所での入浴が困難な人に、移動入浴車による在宅での入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の交付を受けている者で、介護保険制度、本事業以外で入浴サービスを利用できない者

(件、人／年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中一時支援事業	20人	27人	20人	28人	20人	25人
社会参加支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	1件
その他社会参加支援事業	1件	1件	1件	1件	1件	1件
自動車運転免許取得助成事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
自動車改造費用助成事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
訪問入浴サービス事業	—	—	5人	1人	5人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中一時支援事業	30人		30人		30人	
社会参加支援事業	1件		1件		1件	
その他社会参加支援事業	1件		1件		1件	
自動車運転免許取得助成事業	1件		1件		1件	
自動車改造費用助成事業	1件		1件		1件	
訪問入浴サービス事業	2人		2人		2人	

今後の見込み量の確保策等

- 日中一時支援事業については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
- 社会参加支援事業については、八千代町身体障害者協会への委託、補助金の交付によりサービス提供を確保します。
- 自動車運転免許取得助成事業については、自動車免許の取得により、社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を助成します。
- 自動車改造費用助成事業については、自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。
- 訪問入浴サービスについては、訪問入浴サービスは、令和4年度から開始され、現在1名の方が利用されています。今後も、障がいのある人を抱える家族の負担軽減のため、適切なサービス確保を図ります。

資料編

1 八千代町地域自立支援協議会委員名簿

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

(順不同、敬称略)

No.	選出区分	氏名	所属
1	相談支援事業者	秋 山 律 子	あじさい学園八千代【会長】
2		寺 内 美 和	地域活動支援センター 煌【副会長】
3	障害福祉サービス事業者	杉 田 美 幸	BIC MAMA 訪問介護事業所
4	障害者団体関係者	馬 場 源 一	身体障害者相談員
5		生 井 悦 子	知的障害者相談員
6	教育機関関係者	鈴 木 英 夫	茨城県立下妻特別支援学校
7		坂 入 俊 夫	八千代町立安静小学校
8		秋 山 まゆみ	(元)教職員
9	保健関係者	丸 山 晴 美	八千代町保健福祉部健康増進課保健係
10	学識経験者	川 村 幸 子	八千代町社会福祉協議会
11	当事者	櫻 井 康 平	

2 八千代町地域自立支援協議会の設置及び運営に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害福祉関係者が連携をはかり、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう協議するため、八千代町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 困難事例の協議及び調整に関すること。
- （2） 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- （3） 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- （4） 八千代町障害者福祉計画の策定及び推進に関すること。
- （5） その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 相談支援事業者
- （2） 障害福祉サービス事業者
- （3） 保健又は医療関係者
- （4） 障害者団体関係者
- （5） 教育機関関係者
- （6） 学識経験を有する者
- （7） 障害者及びその家族
- （8） その他町長が必要と認める者

3 協議会の委員は、非常勤とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(八千代町障害福祉計画策定委員会設置要項の廃止)

2 八千代町障害福祉計画策定委員会設置要項(平成18年訓令第4号)は、廃止する。

附 則(平成25年訓令第10号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

八千代町基幹相談支援センター



八千代町障がい福祉ナビ



八千代町障がい者プラン

第4期八千代町障害者計画
(令和3年度～令和8年度)

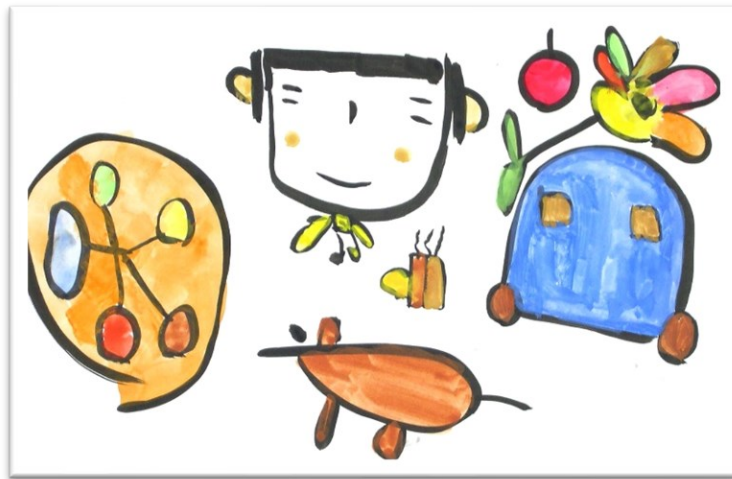
第7期八千代町障害福祉計画
第3期八千代町障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

発行日／令和6年3月

発行・編集／八千代町保健福祉部福祉介護課 TEL 0296-48-1111 (代)

町ホームページ <https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/>





八千代町
TOWN OF YACHIYO

表紙・裏表紙の絵
「あじさい学園」のみなさん